

令和2年度

福島町議会

定例会 3 月会議会議録

令和3年3月8日 開会

令和3年3月11日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和3年3月8日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	3 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行政報告	7 頁
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について 〔各課所管事項について〕 （1）建設課の所管事項について	
教育行政報告	8 頁
1 学校教育について （1）高等学校について	
2 社会教育、青少年の育成について （1）「北海道ふくしま歴史物語」の発行について （2）スポーツ・文化省表彰式について	
○日程第4 報告第4号 専決した事件の報告について.....	8 頁
○日程第5 令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明	10 頁
○日程第6 議案第46号 福島町地議会議員及び福島町の選挙における運動の公費負担に 関する条例の制定について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	21 頁
○日程第7 議案第49号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備運営に関する基準等の 一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	23 頁
○日程第8 発委第10号 福島町議会会議条例の一部改正について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	26 頁
○日程第9 議案第50号 福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	27 頁
○日程第10 議案第52号 福島町森林整備計画の変更について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	28 頁
○日程第11 議案第62号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第10号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	29 頁
○日程第12 議案第63号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	40 頁
○日程第13 議案第64号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	42 頁
○日程第14 議案第65号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	44 頁
○日程第15 議案第66号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	45 頁

○日程第 16 議案第 67 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	46 頁
○日程第 17 議案第 68 号 令和 2 年度福島町水道事業会計補正予算（第 4 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	49 頁
○日程の順序変更	52 頁
○諸 般 の 報 告	53 頁
○日程第 18 一 般 質 問	54 頁
8 番 小 鹿 昭 義	54 頁
（1）町の事業実施による町民還元の成果と検証の周知について	
5 番 川 村 明 雄	55 頁
（1）ふるさと暮らし応援条例等の見直しについて	
4 番 木 村 隆	62 頁
（1）新型コロナウイルスのワクチン接種について	
3 番 平 沼 昌 平	65 頁
（1）令和 2 年度町民と議員との懇談会を受けて国道沿いの除排雪の在り方について	
○延 会 の 議 決	72 頁
○休 会 の 議 決	72 頁
○延 会 宣 告	72 頁

目 次

令和3年3月11日（木曜日）第2号

○議 事 日 程	74頁
○会議に付した事件	74頁
○出 席 議 員	75頁
○欠 席 議 員	75頁
○出 席 説 明 員	75頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	75頁
○開会・開議宣告	76頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	76頁
○日程第2 議案第47号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について	
議案第48号 福島町介護保険条例の一部改正について	
議案第51号 第5次福島町総合計画の変更について	
議案第53号 第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について	
議案第54号 令和3年度福島町一般会計予算	
議案第55号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第56号 令和3年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第57号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第58号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計予算	
議案第59号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	
議案第60号 令和3年度福島町水道事業会計予算	
議案第61号 福島町財政調整基金の積立金の処分について.....	76頁
	(予算審査特別委員会報告)
○日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	77頁
○日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	78頁
○日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	79頁
○日程第6 令和3年度定例会開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について	80頁
○休 会 の 議 決	80頁
○休 会 宣 告	80頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
4 6	福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	3月8日	原案可決
4 9	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について	3月8日	原案可決
発委 1 0	福島町議会会議条例の一部改正について	3月8日	原案可決
5 0	福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について	3月8日	原案可決
5 2	福島町森林整備計画の変更について	3月8日	原案可決
6 2	令和2年度福島町一般会計補正予算（第10号）	3月8日	原案可決
6 3	令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
6 4	令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原案可決
6 5	令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原案可決
6 6	令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）	3月8日	原案可決
6 7	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
6 8	令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
5 1	第5次福島町総合計画の変更について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 3	第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
4 7	福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
4 8	福島町介護保険条例の一部改正について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
6 1	福島町財政調整基金の積立金の処分について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
5 4	令和3年度福島町一般会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 5	令和3年度福島町国民健康保険特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 6	令和3年度福島町介護保険特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 7	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 8	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
5 9	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
6 0	令和3年度福島町水道事業会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月11日	原案可決
同意 2	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
同意 3	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月11日	原案同意
諮問 2	人権擁護委員の推薦について	3月11日	原案適任

令和 2 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 3 年 3 月 8 日（月曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 専決した事件の報告について |
| 日程第 5 | 令和 3 年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明 |
| 日程第 6 | 議案第 46 号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 49 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について |
| 日程第 8 | 発委第 10 号 福島町議会会議条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 50 号 福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について |
| 日程第 10 | 議案第 52 号 福島町森林整備計画の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 62 号 令和 2 年度福島町一般会計補正予算（第 10 号） |
| 日程第 12 | 議案第 63 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 13 | 議案第 64 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 14 | 議案第 65 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 15 | 議案第 66 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 16 | 議案第 67 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 17 | 議案第 68 号 令和 2 年度福島町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 18 | 一般質問 |
| 日程第 19 | 議案第 51 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 20 | 議案第 53 号 第 8 期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について |
| 日程第 21 | 議案第 47 号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について |
| 日程第 22 | 議案第 48 号 福島町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 23 | 議案第 61 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |
| 日程第 24 | 議案第 54 号 令和 3 年度福島町一般会計予算 |
| 日程第 25 | 議案第 55 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 26 | 議案第 56 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 27 | 議案第 57 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 28 | 議案第 58 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計予算 |
| 日程第 29 | 議案第 59 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| 日程第 30 | 議案第 60 号 令和 3 年度福島町水道事業会計予算 |
| 日程第 31 | 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の避妊について |
| 日程第 32 | 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 33 | 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 34 | 令和 3 年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について |
-

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	報告第4号 専決した事件の報告について
日程第5	令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第6	議案第46号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第7	議案第49号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について
日程第8	発委第10号 福島町議会会議条例の一部改正について
日程第9	議案第50号 福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について
日程第10	議案第52号 福島町森林整備計画の変更について
日程第11	議案第62号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第10号）
日程第12	議案第63号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第64号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第65号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第66号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第67号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第68号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第51号 第5次福島町総合計画の変更について
日程第20	議案第53号 第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について
日程第21	議案第47号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について
日程第22	議案第48号 福島町介護保険条例の一部改正について
日程第23	議案第61号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
日程第24	議案第54号 令和3年度福島町一般会計予算
日程第25	議案第55号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計予算
日程第26	議案第56号 令和3年度福島町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第57号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第58号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計予算
日程第29	議案第59号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第30	議案第60号 令和3年度福島町水道事業会計予算
日程第18	一般質問

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長 鳴 海 清 春
 総 務 課 長 小 鹿 一 彦
 産 業 課 長 川 合 力 哉
 町民課長兼吉岡支所長 福 原 貴 之
 建 設 課 長 紙 谷 一
 福祉センター次長 (石 岡 大 志)

副 町 長 工 藤 泰
 企 画 課 長 住 吉 英 之
 会 計 管 理 者 西 田 啓 晃
 福 祉 課 長 鍋 谷 浩 行
 認定こども園福島保育所園長 吉 能 佳 織
 農業委員会事務局長 (川 合 力 哉)

教 育 長 小野寺 則 之

事務局長兼給食センター所長 石 岡 大 志

監 査 委 員 本庄屋 誠

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長 阿 部 憲 一
 議会事務局主査 中 島 和 俊

議会事務局議事係長 福 井 理 央
 議会事務局書記 秋 本 文 子

(開会 9時58分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和2年度定例会3月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の猛威に翻弄された苦悩は、変異株の出現もあり、未だ収束する気配が見られず、更にワクチン接種計画についても、搬入の遅延により明確な予定が示されず、厳しい状況が続いております。

感染予防の基本となる三密をできるだけ避け、手洗い、うがい、消毒の連衡をさらに周知徹底し、引き続き細心の注意を払って、冷静沈着に対処していかなければなりません。

今3月会議は町政執行方針に示された、重要案件に係る各会計の新年度予算を審議する重要な議会であり、活発な議論が展開されますことを願っております。

政策については、行政評価に繋がることを意識し、計画精度を一段と高めることが重要であり、今後予測される厳しい財政状況に十分配慮し、「最小の経費で、最大の効果」を念頭に算定根拠を明確にし、理解を得て共通の認識を持つことも大切です。議会・行政ともに政策の過程をさらにわかりやすく町民の皆様を示していく努力も必要です。

国政の状況は、なお新型コロナウイルス感染症一色の感がありますが、鶏卵関連会社増収賄事件総務省高級官僚接待問題、多額現金買収公選法違反事件等々、誠実に答弁をせず、自浄作用が機能せず、事件の真相解明にはほど遠く、残念ながら相変わらず地方行政、議会の模範にもならない憂慮すべき状況が続いております。

町づくり、議会両基本条例に基づき、町民との協働のまちづくりを目指す、行政・議会は、町民の模範となるよう規律を遵守し、情報を適確に発信し、共有することをあらためて心掛けなければなりません。

福島町議会としても、町民の信頼を裏切ることなく、負託に応えるため一層研鑽に励み、課題に向かって着実果敢に活動を続けていかなければならないと思っております。

例年になく厳しい低温が続く、過去最高の除排雪予算を計上する状況となり、異常気象による生態系の変化や、農作物漁獲量への影響等不安な状況が続きますが、3月5日の啓蟄の次、春の便りが聞かれる時節となりました。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和2年度福島町議会定例会3月会議を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1 番花田勇議員、2 番佐藤孝男議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3 番平沼昌平議会運営委員長。

○3 番（平沼昌平）

令和2年度定例会3月会議の開会に際し、去る3月1日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果

について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審議日数については、本日から3月16日までの7日間といたしました。

議案につきましては、報告1件、条例関係6件、計画関係3件、積立金の処分1件、令和2年度福島町一般会計ほか6会計の補正予算、また令和3年度福島町一般会計ほか6会計の予算、人事案件3件の計28件となりますが、令和3年度予算関連の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査することといたしました。

以上のとおり、本3月会議は審議も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に広報広聴常任委員会の報告を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

諸般の報告の8ページをお開きください。

それでは令和2年度、町民と議員との懇談会の結果を報告いたします。

説明は、主な内容といたしますので、ご了承願います。

2月2日（火）から2月9日（火）まで延べ6日間にわたり、議員が3班に分かれ、1日3会場、延べ17会場で懇談会を実施いたしました。参加状況につきましては、17会場で98人の出席、1会場最大で9人、最小で1人で行いました。1会場の平均出席者数は、5.7人となりました。

各会場では、「岩部クルーズ事業」や「新型コロナウイルス感染症対策」など、町政全般、また町内会活動における後継者対策など多岐にわたる質問や意見が出されました。なかでも、「第2青函トンネル」関係につきましては出席者から町民に対して、大々的に情報を発信すべきと意見が出され、議会としても積極的に内容を説明したところであります。

意見の概要につきましては8ページから10ページに、また各会場での意見等については、11ページから23ページまで詳しく記載しております。後ほどご覧いただきたいと思います。

懇談会の実施報告書につきましては、3月3日に町長、教育長に手交し、内容を説明するとともに今後のまちづくりの重要な意見として、情報の共有を図ったところでございます。

以上で、町民と議員との懇談会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、広報広聴常任委員会の報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それでは、諸般の報告の25ページをお開き願います。

2月26日に開催された令和2年第1回渡島西部広域事務組合議会定例会の報告をいたします。

主な内容を説明しますので、ご了解いただきたいと思います。

1、定例会の内容について

審議した議案は、条例改正や令和3年度当初予算関係2件など計4件でございます。

2、行政報告の内容について

行政報告では、消防関係で北海道電力(株)知内発電所内の重油漏れ事故など2件の報告がありました。

詳しい内容については、後ほど事務局の方にありますので、ご覧ください。

3、審議した議案の内容について

審議した4件の議案を説明します。

議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部改正です。

構成町から派遣を受けた職員の給与について、支払い方法を変更しました。

議案第2号は、今年度の一般会計補正予算（第5号）です。

年度末に向けた予算精査により、3,387万6千円を減額し、予算総額を15億4,725万7千円としました。

議案第3号は、積立金の処分です。

令和3年度実施の粗大系選別コンベア更新工事など、事業の財源とするため、基金積立金3,654万7千円を一般会計に繰り入れることにいたしました。

議案第4号は、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計予算です。

令和3年度当初予算を、歳入歳出それぞれ15億3,953万8千円と決めました。

令和2年度当初予算と比較すると、351万6千円の増となりました。

詳しい内容については、議会事務局で議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日は、午後6時から夜間議会を予定しておりますので、夜間議会が終了するまで、予め会議時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日の会議時間は夜間議会が終了するまで延長することに決定いたしました。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

令和2年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について、国の第3次補正予算に伴う「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業」については、先の2月会議において飲食店の対応を中心に早急に実施が必要な事業について、臨時交付金限度額の一部を補正計上したところでございますが、追加の対策として「福島町元気プロジェクト」、「介護サービス事業者支援事業」、「吉岡温泉指定管理者支援事業」、「外国人技能実習生受入事業者支援事業」及び「学校再開支援事業」の5事業を本3月会議に補正計上してございます。

また、これらの事業に係る事業費を差し引いた残りの交付金については、国の本省繰越とし、令和3年度に交付されることとなりますので、予めご理解ください。

町では、引き続き本交付金を活用し、今必要とする対策をスピード感をもって推進するとともに、感染予防対策及び町内経済の活性化に向けた事業の実施に取り組んでまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

1点となります、建設課の所管事項について。

当町の空き家対策については、代執行に向けた手続きを進めるとしていた特定空家1件について、所有者との交渉により自己解体の意思を確認し承諾を得られたため、現在、手続きを凍結しております。

また、新たに特定空家に認定した5件については、所有者に対する通知などを順次進めてございます。

町の主な主催事業ならびに行事等につきましては、別途記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

◎令和３年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和２年度福島町議会定例会３月会議の開催にあたり、定例会２月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

１ 学校教育について。

（１）高等学校について

令和３年度公立高校入学の出願変更状況が２月１２日に公表され、福島商業高等学校は「１１名」となり、２年連続で１０名未満という道立学校としての募集停止は回避できる見込みとなりました。

高校存続の対策に関しましては、２月２４日に「高校の在り方に関する協議会」を開催し、道立高校として全国募集に向けた展開を図る方向で最終報告書を取りまとめたところであり、今後、北海道教育委員会など関係機関と、具体的な対応について協議を進めてまいります。

２ 社会教育、青少年の育成について。

（１）「北海道ふくしま歴史物語」の発行について。

平成３０年度から歴史図書編集委員会を中心に、資料調査や原案の執筆等を進めてきたところですが、このほど「北海道ふくしま歴史物語」として完成することができました。

この間、編集委員をはじめ、編集関係者、取材等にご協力頂きました関係各位に厚くお礼を申し上げます。今後は、３月下旬頃に町内全世帯をはじめ、ふるさと会や関係者に配布する予定となっています。

また、小学校４年生から高校生までの児童・生徒にも配布し、福島町に縁のある著名な人物の挑戦と活躍、かけがえのない文化や産業の成り立ちを紹介しながら、ふるさと福島町に愛着を持つような取り組みを推進してまいります。

（２）スポーツ・文化賞表彰式について。

令和２年度福島町スポーツ・文化賞の受賞者を、１月２８日の教育委員会議で決定いたしました。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、各種大会の多くが中止となったため、スポーツ活動関係で個人２名の受賞となっており、３月上旬に福島小学校で表彰を予定しております。

以上で、令和２年度定例会２月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

報告第４号 専決した事件の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第４ 報告第４号 専決した事件の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に１の議案と別冊７をご用意いたします。

まず、議案の１７７ページをお開き願います。

報告第４号 専決した事件の報告について

次のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和３年３月８日提出、福島町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

今回の専決処分につきましては、令和３年１月１３日に発生した三岳１町内会館の屋根からの落雪に

よる物置への被害に対する損害賠償に係る専決処分について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項指定条例第1号の規定に基づき、令和3年2月24日付けにて行っております。

1の和解の相手方。

松前郡福島町字三岳200番地1

生活協同組合コープさっぽろ福島支店であります。

2の和解の要旨及び損害賠償の額について。

令和3年1月13日発生の事故で破損した物置の損害賠償金として、町が98,373円支払うこととして和解しております。

詳細につきましてご説明いたしますので、別冊7の127ページをお開きください。

報告第4号関係でございます。内容についてご説明いたします。

令和3年1月13日（水）、福島町字三岳200番地1地内（生活協同組合コープさっぽろ ふくしま店借用地）において、三岳1町内会館の屋根からの落雪により相手方の物置を破損する事故が発生しましたが、損害に係る和解が令和3年2月24日に成立し、損害賠償の額が決定したものであります。

1の事故の状況。

（1）発生日時 令和3年1月13日（水）時間不明であります。

（2）発生場所 福島町字三岳200番地1地内（生活協同組合コープさっぽろ ふくしま店借用地）

（3）事故内容 令和2年12月から屋根に堆雪していた大量の雪が、気温上昇により一度に落雪したため、約3.5m離れた相手方の物置の右側面を押しつぶしたものです。

2の和解の内容及び損害賠償の額。

和解の相手方である生活協同組合コープさっぽろ ふくしま店と町の過失割合は、落雪事故の発生状況から町の過失が100パーセントであることから、破損させた相手方の物置を原型復帰することで和解が成立したものであります。額については、先ほど申しあげました98,373円となります。

3の事故発生個所位置図でございますが、三岳1町内会館の右側にコープさっぽろの組み立て式の市販の物置が3台設置されておりましたが、そのうちの1台の右側面の壁を破損させたものでございます。

なお、賠償額につきましては、町が加入しております全国町村会相互賠償保証保険により補填されることとなっております。

以上、専決処分の内容についてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

特に確認したい事項等ございますか。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

雪の原因でこのような結果になったわけですが、今後の対策として、どのように考えているのかお願いします。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今回は先ほど申しあげました通り、年末年始、今年は特に2、3週間程マイナスの真冬日が続きまして、雪が通常であれば何回か落ちたりするところですね、大量に溜まったままこの1月13日まできて、それで前後に暖気が入って一気に崩れたという状況でございました。

それで、町内会館等につきましては総務課の管轄ですので、今年は特に千軒から松浦までですけども確認しながら、窓ガラス割れないとかいう事でベニヤを張ったり、職員一同見回りはしてたんですけども、今回このように突然ですね、午前中だったんですけども連絡きて落ちてきたと、それで、通常3.5m以上離れてましたので届くような距離でもございませんでしたけども、このように大量に積もった時はですね今回みたいな事もあるという事で、課員一同ちょっと見回りの強化と定期的に雪下しをするようにという事で、我々も今後努めて参りたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか無いですか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

以上で、報告を終わります。

令和３年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について

○議長（溝部幸基）

日程第５ 令和３年度町政執行方針、教育行政執行方針の説明を行います。

最初に、町政執行方針の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町民の皆様、町議会の皆様、令和２年度福島町議会定例会３月会議の開催にあたり、令和３年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和３年３月８日 福島町長。

令和３年のスタートは、昨年から爆発的な感染の広がりを見せている新型コロナウイルス感染症との闘いで幕を開けております。

首都圏を中心に、二度目となる緊急事態宣言が発出されるなど、大変厳しい状況が続いてございます。

町では、いち早く感染予防対策の徹底を図り、町民のご理解とご協力により、これまで町内から一人も感染者を出すことなく、現在に至っております。

引き続き、町民の皆様の健康と安全を最優先に、高齢者などへのワクチン接種の早期実施に向けた準備に努めて参ります。

今、日本全体の人口が減少していく中であって、当町においても人口減少が続いており、過疎化も顕著となっているため、如何に“まち”を繋いで行くかが、大きな課題となっております。

町においては、「第５次福島町総合計画・後期実施計画」の２年目となり、若者の定住促進住宅建設、吉岡温泉の建て替え、福島商業高校の全国募集に向けた魅力づくりなど、様々な大型事業が動き出す年度でもあります。

私は、町長に就任以来、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

政府は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、令和３年度の一般会計予算の総額を、１０６兆円規模とし、３年連続１００兆円の台を突破してございます。また、地方財政計画では、地方交付税の出口ベースで１７．４兆円を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症などの影響により全国的に経済が落ち込んでおり、当町においても町税などの大幅な減少が見込まれ、厳しい財政見通しとなっております。

町では、まちづくりの柱である「第５次福島町総合計画・後期実施計画」及び「第２期福島町人口ビジョン・総合戦略」の着実な推進を図るとともに、次の新たな時代へ“まち”を繋ぐ重要な年と位置付け、様々な産業支援策等を講ずることとしてございます。

当町に住む全ての町民が課題の克服にあたって、自律の精神をしっかりと持ち、地域がもっている資源である歴史、文化、豊かな自然、人材を最大限に生かし、誇りと勇気をもって新たなものに挑戦する。そうしたことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていきます。

当町においては、昨年のコロナ禍の厳しい状況下であって、若い人たちが中心となって立ち上げた「福島町元気プロジェクト」が、各方面で大変な反響を呼び、「青の洞窟」など地域の魅力が全国的にＰＲされ、ピンチをチャンスに変えることができました。

若い人たちの力と可能性を信じ、行政がしっかりとサポートすることで、交流人口の増加など、町の活性化に繋がってまいります。

福島町には、これまで先人たちが脈々と築き上げてきた“まち”があり、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深めることで、新型コロナウイルス感染症という新たな困難の克服

に向け、町民の英知を結集し、この難局を乗り越えることができると信じております。

令和3年度の新たな時代にあたり、私たち町民は“ふるさと「福島町」”を、これから生まれてくる子供たちの明日と未来へ伝える役割があります。

私は今の時代を生きていく一人として、その責任において、この厳しい時代から逃げることなく、常に挑戦する姿勢を貫き、福島町の明日が花開くことを信じ、思いやりのある行政を行うため職員とともに全力で取り組んでまいります。

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

令和3年度は、「第5次福島町総合計画・後期実施計画」の2年目となります。当計画で掲げたテーマの「力を合わせ 新たな時代を築き時代につなぐ福島」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第5次福島町総合計画の基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産基盤を成す予算を中心に、若者定住や子育て支援の充実を図るとともに、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

町の人口が、3,800人台で推移する中、高齢者の健康寿命の延伸とともに、若者の定住促進が必要であり、そのためには、若い人たちや子育て世代の働く場所と住環境の整備が重要であることから、令和3年度から若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

また、人口減少が続く中で、如何に町をコンパクトにしていくかが大切であり、公共施設の再編、長寿命化など、限られた財源の中で、将来に向けて効率良い行政運営が必要であり、現状に甘んじることなく常に改革、改善を行い、今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

次に、令和3年度におけるまちづくりについて、「第5次福島町総合計画」の「7つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1点目、次世代を担うリーダー等の育成。

私は、町長に就任以来「まちづくりは人づくりから」を基本理念にまちづくりに取り組むとともに、産業・福祉・教育・行政などの幅広い分野で、「人財」の育成に努めてまいりました。

人財育成基金は、町民のあらゆる年代を対象に、仕事に必要な資格取得や研修会への参加、児童生徒のスキルアップに必要な検定等を支援し、これまで多くの方に基金を活用していただいているところであります。

まちづくりを支える「人財」が、当町の未来を創造する大きな力となりますので、引き続き「次代を担う人づくり」を基本とし、「福島町人財育成支援事業補助金」の積極的な活用を促し、町の将来を担うあらゆる分野での「人財」の育成を図ってまいります。

地方公共団体を取り巻く環境は、厳しい財政状況をはじめ、少子高齢化・過疎化の進行、住民の価値観・生活環境の多様化などで、目まぐるしい変化を遂げております。

こうした状況に柔軟に対応し、質の高い行政サービスを維持するためには、職員の政策立案及び政策法務能力の向上に加え、専門的知識の向上が不可欠であり、個々の能力を高められるよう積極的に改革する意識や指導力・協調性を兼ね備えた職員育成が必要なことから、研修の機会を通じて職員の能力開発を進めてまいります。

包括連携協定を締結している各大学等との連携事業については、引き続きそれぞれの大学の強みを活かした事業に取り組み、まちづくりに活かしてまいります。なお、連携協定を結んだ当初に比べて、連携のあり方が大分変化してきておりますので、今後の方向性について協議を進めてまいりたいと思っております。

北海道福島商業高等学校については、道立高校として存続することがベストな選択であると考えておりますので、全国からの生徒募集などの取り組みを進めるとともに、高校の魅力度アップに努めてまいります。

2点目の産業の再生による雇用の創出について。

当町の基幹産業である水産業を中心に、コンブ養殖事業の安定的な生産体制を支援するとともに、地域経済の循環を促しながら地域産業の活性化を図ってまいります。

なお、将来的なコンブ等の安定的な種苗確保を目的とした「新たな種苗生産等施設事業」につきましては、令和3年度予算には計上してございませんが、国などと協議をしながら逐次、実施設計に向けた準備

を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、感染状況に応じた経済対策について、今後も必要な支援に努めてまいります。

新たに企業する事業者や事業を継承する若者などの担い手に対する支援を目的とした「福島町チャレンジスピリット応援条例」は、漁業後継者を中心に活用が進んでいるところであります。

本事業は、産業の活性化のみならず、若者等の転出抑制にも繋がることから、引き続き支援に取り組んでまいります。

水産業振興の基盤となる漁港整備は、北海道が事業主体となる第2種吉岡漁港について、漁港機能保全事業として整備が進められております。また、キタムラサキウニ等の増産及び根付魚類の資源増大を目的に、藻場造成や魚礁整備が行われることとなっております。

「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」は、町民向け即売会やふるさと納税の返礼品としての取り扱いをはじめ、本格的な販売を進めてきたところであります。

また、食品加工会社からの問い合わせ等もあり、販売サイズや価格面の折り合いなどの課題もありますが、販売の拡大に向け、加工品など幅広く協議を進めてまいります。

全国的なイカの不漁は、一向に回復の兆しが見えず、水産加工業者は大変厳しい状況におかれております。不漁の要因の一つとして、外国船の違法操業が要因とみられることから、関係団体と連携を図りながら、国際的な資源管理の枠組みの検討などについて、国や北海道などへ働きかけるとともに、町としては「産業振興資金預託融資枠」などの支援を継続してまいります。

当町の農業は、1戸当たりの経営面積が小さく、また、経営規模が零細で農協への出荷体制も整備されていないため、流通面でも不利な状況にあります。新たな担い手として農業に着業されている若者がおりますので、農業協同組合等の関係団体と連携しながら支援してまいります。

林業につきましては、福島町森林組合の再建計画が1年前倒して終了いたしました。財政基盤の安定及び事業継続を確保するため、引き続き事業支援してまいります。

また、将来の森林の有効活用を図るため、「森林環境譲与税」を財源に、令和2年度から実施している森林所有者の意向調査を引き続き実施するとともに、路網整備や林道等の維持補修などを計画的に進めてまいります。

北海道の特産林産物のうち、きのこ類の生産量は全国第4位のシェアを占めており、福島町産「横綱椎茸」は、道内の「きのこ品評会」で高い評価を得ております。

ふるさと納税の返礼品にも活用し、知名度の向上を目指して取り組んでいるところでありますが、原木の調達に苦慮している現状にあることから、安定的な原木の確保を目的に、白符地区の原木採取可能箇所での作業道を開設し、特産品の増産が図られるよう生産者を支援してまいります。

北海道が事業主体の「広域基幹林道島前線改良事業」については、令和3年度も引き続き事業実施される予定となっており、早期に安全な通行が可能となるよう、町としても働きかけてまいります。

町内商工業者は、人口減少を起因とする購買力の低下に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大変厳しい状況となっております。

新型コロナウイルス感染症対応については、町内消費の喚起を目的に各種の対策を講じてまいりましたが、令和3年度においても感染状況の影響を注視しながら、必要な対策を講じてまいります。

また、商工会が実施する事業に対する支援を継続し、町内の消費拡大と小規模事業者の事業継続が図られるよう、企業活動を支援してまいります。

地場産品の消費拡大の取り組みとして、ふるさと納税の返礼品は大変有効な取り組みであり、令和2年度は、全国の多くの方から寄付金が寄せられ、そのうち「するめ」が高い評価を得ております。

令和3年度においても、ふるさと納税制度を活用して地場産品のPR・消費拡大に取り組みながら、納税額の増額と町の知名度向上に努めるとともに、貴重な財源としてまちづくりに資する事業に活用してまいります。

令和2年度のコロナ禍の状況にあつて、「岩部クルーズ」については、「福島町元気プロジェクト」を第3弾まで事業展開したことにより話題性を集め、多くのマスメディアに取り上げられたことから、乗船者は、令和元年度を上回る実績となったところであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域間の移動自粛が懸念されるではありますが、感

染予防を徹底するとともに、利用者の安全を最優先にしながら、当町の地域資源の魅力を町内外に広く発信してまいります。

また、体験型観光や特産品の開発を行う一般社団法人福島町まちづくり工房の運営費及び観光振興の事業活動等の経費を支援し、運営基盤を確立するとともに、当町の観光振興の推進と、交流人口・関係人口の拡大を図ってまいります。

3点目、若者等の定住対策・子育て環境の充実。

民間事業者が実施したアンケートで「移住定住施策として最も効果がある。」と回答された項目の一つは、「子育て支援」となっております。

若者・子育て世代が当町での生活に希望を持ちながら暮らしていけるよう、国に先駆けて実施した保育料や給食費等の無償化、定住促進住宅等奨励事業、出産祝金及び高校生までの医療費無料化等、子育て世代の経済的負担の軽減などに引き続き取り組み、定住に繋げていくことが必要であります。

また、これらの取り組みは出生者数の増加にも繋がることから、人口減少の鈍化を目指しながら人口の維持を図るための重要な施策として、引き続き取り組んでまいります。

認定こども園については、幼児期の保育・教育の一体的な提供を図り、保育機能と教育機能の充実に努め、質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と住民ニーズへ柔軟に対応してまいります。

子育て支援センターについては、その機能の充実に努め、子育ての拠点施設として、子育て世帯が安心して子育てができる環境の構築に努めてまいります。

学童保育については、子育て中の保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境を整備し、子供の健全な育成を図ってまいります。

なお、近年、認定こども園及び学童保育において、保育士の確保が厳しい状況が続いておりますが、安定的な保育サービスの提供を確保するため、引き続き保育士の確保に努めてまいります。

町では、子ども・若者からお年寄りまで誰もが福島町に住みたくなる・住み続けようと思える快適な住環境の形成を目的に、「福島町住生活基本計画」を策定し、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトと定住促進住宅整備プロジェクトの2つの柱で、住宅環境の充実を図ることとしております。

なお、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトにおいては、新栄町の改良住宅の既存住宅2棟8戸の改修及び3棟12戸の解体工事を実施してまいります。

また、住宅促進住宅整備プロジェクトにおいては、三岳地区における宅地造成に係る実施設計業務と開発許可申請に必要な事務手続きを進めてまいります。

4点目、がん予防対策の充実についてであります。

令和2年度は、世界中に新型コロナウイルス感染症が爆発的に拡大し、我が国においても、感染予防の徹底や経済対策等に追われた一年となりました。

感染予防については、「こまめな手洗い」、「マスクの着用」、「安全な距離を保つ」等の徹底が重要であるとしております。

その結果、例年冬期間に流行する感染症の一つであります「インフルエンザ」の感染者数が激減している状況にあります。

このことについては、感染予防の行動様式が国民に浸透したことが、要因と考えられております。感染症の予防のみならず、予防対策は糖尿病や高血圧、肥満などの生活習慣病においても大変重要な対策であることから、特定健診による予防医療をはじめ、栄養や食生活、運動などの生活習慣全般の改善に向け、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施してまいります。

やまゆりクリニックについては、開業から2年を経過し、町民の身近な「かかりつけ医」として、徐々に浸透が図られております。

しかし、経営面では収支不足の状態が続いており、経営の健全化に向けた取り組みとして、町内介護事業所との連携強化を図るなど、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診の積極的なPRを実施してまいります。

当町は、がん予防対策の取り組みとして「福島町がんなんかに負けない基本条例」を制定し、健診費用の無料化をはじめ、健康ポイント制度等により検診率の向上に努めているところでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は、がん検診のみならず各種検診の受診率が低くなっております。

町民の健康増進は、医療費の抑制に繋がるとともに、町の健全な財政運営にもつながることから、引き続き関係機関と連携を図り、受診意識高揚に向けた個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸をめざしてまいります。

当町では、受動喫煙防止の一層の強化を図るため、町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、健康フェスティバルにおける講演会の開催や役場庁舎の懸垂幕を利用するなどの、啓発活動に力をいれながら、町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

5点目の高齢者等の安心安全な生活環境の充実についてございます。

高齢者福祉や障害者福祉のそれぞれの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受けて」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を伴って創っていく「地域共生社会」の推進が一層重要になっております。

このため、「第3期地域福祉計画」に基づき、引き続き関係各機関とも連携を図りながら地域福祉の一層の充実と、町民が主体となったまちづくりに努めてまいります。

地域福祉を担う行政の重要なパートナーである社会福祉法人福島町社会福祉協議会については、介護保険制度の改正などにより大変運営が厳しい状況にあります。

町では、当協議会への財政支援として、令和2年度から概ね5年間を目途に財政支援することとしており、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

当町の高齢化率は、令和3年1月末現在49.13パーセントと約2人に一人が高齢者という超高齢化社会を迎えておりますが、高齢化が急速に進む中であっても、健康で明るく生き生き暮らすことは大変重要なことと認識しており、今後、高齢者の方々に担っていただく役割は一層大きくなってくるものと思っております。

このため、町としては、長年町の発展のために寄与された高齢者の方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくりや見守り活動等を引き続き実施し、自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

また、日本においても新型コロナウイルスワクチンが2月に承認され、当町においても3月中に対象者へワクチン接種のクーポン券の配布を行い、4月から高齢者などへの優先接種が順次始まることとなっておりますので、町民の方々が安心してワクチン接種を受けられるよう迅速に準備を進めてまいります。

温泉健康保養センターについては、建て替えに向けた基本構想を策定することとしており、より魅力ある温泉施設を目指し、利用者ニーズの把握に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第8期介護保険事業計画」に基づき、要介護者が居宅や施設などで、必要なサービスを受けられるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実と、「医療・介護・福祉」の連携を図るとともに、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

なお、第8期介護保険事業計画期間における介護保険料につきましては、基金を繰入することにより、これまでの水準を維持することとしてございます。

国民健康保険事業については、財政運営の主体を北海道が担う広域化から3年が経過し、安定的な事業運営となっておりますが、当町の医療費は高止まりの傾向となっておりますので、生活習慣病予防事業をはじめ、各種保険事業の実施により医療費の抑制に努めてまいります。

引き続き安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、町民の26パーセントが75歳以上となり高齢化が進行している当町において、高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、円滑な制度の運用に努めるとともに、健康管理に重要な特定健診・各種がん検査等について、健診等の有効性を積極的に周知し、一人でも多くの方が受診されるよう、受診勧奨を行ってまいります。

なお、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合に対して、令和3年度から2年間、職員1名を派遣することが決まっておりますので、これまで以上に広域連合と連携を密にしながら、安定した運営に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある方が自立して日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な福祉サービスの提供、相談支援及び提供体制の確保に努めてまいります。

水道事業については、国庫補助金及び地方交付税を活用し、安定した事業運営となっておりますが、人口減少による給水収益の減少が近い将来見込まれていることから、さらなる経費削減及び事務の効率化を図りながら、引き続き持続可能な事業運営に努めてまいります。

また、水道は、町民の方々の日常生活に欠くことのできない重要なインフラ施設であり、継続して老朽配水管の更新及び浄水場設備の更新を適切に実施し、安全・安心な水の提供に努めてまいります。

合併浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、より一層の利用促進に向けたPRを推進し、引き続き設置に伴う補助金及び融資を実施してまいります。

家庭等から排出されるゴミについては、資源ゴミの回収について引き続き町内会の協力をいただきながら、ゴミ減量化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、不法投棄も後を絶たないことから、監視パトロールの強化や監視カメラの設置のほか、広報等による啓発及び注意喚起の看板を設置するなど、引き続き不法投棄の未然防止に取り組んでまいります。

道路は、あらゆる方面で社会資本の基盤となるもので、安全・安心な暮らしに大きく寄与しております。これらの、基幹となる国道及び道道については、各町内会から多様な要望があることから、関係機関に対し適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き要請してまいります。

また、町道の改良及び橋梁などについては、各地域からの要望を踏まえるとともに、緊急性と優先度を勘案しながら、「第5次福島町総合計画後期実施計画」及び「長寿命化計画」に基づき、定期的な点検や計画的な事業の実施により、安全・安心な交通の確保に努めてまいります。

町営住宅については、入居者が安心して暮らせるよう、計画的な維持管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。

町内の空き家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」が有効に活用され、所有者による解体が進んでおりますが、依然として放置されている危険な空家が存在し、各町内会から不安の声が上がっております。

今後も、空き家の適正な管理の啓発に努めるとともに、所有者に対する指導・助言を行い、町民の不安解消に努めてまいります。

近年は、全国各地でこれまでに例を見ない大きな自然災害が地域を問わず発生しており、各地に甚大な被害をもたらしています。当町においては、大規模な災害は発生しておりませんが、いつ大きな災害に見舞われるか予想もつかない現状となっております。

この様なことから、「国土強靱化計画」に基づき、防災・減災に向けて取り組むとともに、自然災害から町民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、防災訓練については、町民の更なる防災意識の向上を図るため、引き続き効果的な実施に取り組むとともに、全世帯に防災備蓄品として、非常食や保存水などの配布を行い、日頃から災害に備える体制を支援してまいります。

地域コミュニティの活動拠点である、各町内会館等については、再編計画に基づき、順次、統廃合を進めており、令和3年度においても、引き続き計画に基づき整理統合に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対応のためのテレワークやオンライン授業等の「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備を目的とした、民設民営方式で町内の光ファイバー未整備地区を整備する「高度無線環境整備事業」については、令和3年度に繰越し、年度内に町内全世帯で利用可能になるよう取り組んでまいります。

6点目の地域資源を活用した交流人口の促進についてであります。

当町は、日本が世界に誇る世紀の遺産「青函トンネル」、日本唯一の「二人の横綱が誕生した町」、道南の秀峰「大天軒岳」や道南の秘境「岩部海岸」、「青の洞窟」等の素晴らしい自然や景観、「殿様街道」をはじめとした歴史に基づく忠実、海や山からの特産品の数々等、地域資源が豊富な町であります。

年々進む人口減少に歯止めがかからない状況にありますが、定住対策を引き続き進めるとともに、こうした豊富な地域資源を活用しながら交流人口や関係人口を増やし、地域の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

当町の魅力を広く町外に発信するため、観光ホームページやポスターをはじめ、様々な媒体を活用し町のPRを実施するとともに、イベントや観光施設及び地域資源の積極的なプロモーション活動に取り組ん

でまいります。また、イベントなどの来場者や、当町を応援してくださる「ふるさと納税の寄付者」などとの関係性を強め、全国各地からリピーター確保が図られるよう、事業の取り組みに努めてまいります。

7点目、第2青函トンネル構想の実現についてであります。

昨年11月に、北海道経済連合会主催、JAPIC（一般社団法人日本プロジェクト産業協議会）共催で開催されたシンポジウムで、これまでの構想案をさらに深化させた「津軽海峡トンネルプロジェクト」をJAPICが発表しました。

北海道新幹線の速達性の課題及び青函物流問題に対する解決策としての第2青函トンネルの必要性をはじめ、トンネルの構造・事業費、事業性などの具体的な説明が示され、第2青函トンネル実現に向けた道内経済界の動きが、本格的に整いつつある状況となつてまいりました。

当町としましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に最大限配慮しつつ、北海道経済連合会や関係団体等とも連携を強め、「第2青函トンネル構想を実現する会」を中心に、機運醸成のための活動を展開してまいります。

また、渡島西部地域のみならず、渡島全体、北海道全体の総意として取り組めるよう北海道などに働きかけを行いながら、構想実現に向けた活動を進めてまいります。

令和3年度予算概要について。

国の令和3年度予算編成は、新型コロナウイルス感染症への対応のために必要な要求を認める一方で、経常的経費は、基本的に前年同額とし、歳出改革の強化や施策の重点事項の優先順位の洗い出しなど、無駄の排除を求めています。

地方財政計画では、地方交付税が前年度比5.1パーセント、8,500億円増の17兆4千億円となり、臨時財政対策債については、前年度比78.2パーセント、2兆3千億円増の5兆5千億円となっております。

また、新たな過疎法が4月から制定されるなど、状況が刻々と変化しており、今後も国の動向に注視していく必要があります。

当町における予算編成については、第5次福島町総合計画を基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

まず歳入では、町税の町民税において個人、法人とも新型コロナウイルス感染症や昆布養殖の所得減などの影響もあり前年度比1,300万円の減としておりますが、固定資産税については、主に北海道電力関連の新北海道本州間連携設備の運転開始による大臣配分の増を見込み、対前年2,800万円の増で、町税全体では1,200万円の増となっております。

また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースや前年度実績などを考慮し、当初予算では2.2パーセント増としております。

歳出においては、定住向け町有住宅整備事業や旧給食センター前車庫等の整備及び老朽化している町内会館等の再編整備、併せて各地区の生活道路の改修などを重点的に取り組んでいくこととしております。

また、産業基盤の充実を図るため農林水産業や商工業事業者へのチャレンジスピリット応援事業を継続するとともに、引き続き少子高齢化に伴う定住対策や子育て支援に取り組んでまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計40億8,484万6千円、国民健康保険特別会計7億6,076万円、介護保険特別会計5億4,191万9千円、うち保険事業勘定5億4,017万3千円、サービス事業勘定174万6千円、後期高齢者医療特別会計7,189万7千円、浄化槽整備特別会計6,410万円、町立診療所特別会計9,322万4千円、水道事業会計2億3,647万3千円、総合計として58億5,321万9千円となります。

むすびに、以上、令和3年度の町政執行に臨むにあたり私の所信を申し上げます。

令和の時代を迎え、私たちがこれまで経験したことのないような厳しい困難が立ちはだかつております。3.11東日本大震災から10年を経過しようとしており、今もなお復興に向けて頑張っている方々がおります。また、金メダル候補と言われた競泳の池江璃花子さんは白血病と闘いながら「乗り越えられない壁はない」と東京オリンピックを目指しております。この様に、目の前に立ちはだかる困難を乗り越えようと必死に頑張っている方々がおり、人間は過去の歴史において、超えられなかった困難はなく、この新型コロナウイルスという壁を至誠と行動をもって道を開いていくことといたします。

町長就任以来、私が常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添

い、真摯で思いやりのある行政に努めてまいります。

まちづくりは時間をかけるほど、良いまちづくりができると言われております。私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論、「協働によるまちづくり」の実現を目指してまいります。

イタリアの思想家の言葉に、「力量は運命という岩にぶつかって、その波頭を高く上げる」とあります。私たちは、今、高く険しい岩に立ち向かっておりますが、町民皆さんの力で乗り越えた先に、新たな革新が生まれると信じております。福島町で生活する一人ひとりの町民が笑顔で暮らすことができるよう、新たな時代を町民と共に一步一步着実に歩みを進め、次世代の子供たちの未来に向け、勇気をもって次の時代へ道を切り開くため、町のリーダーとしてその責任を果たしてまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆様の思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆様の深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時06分）

（再開 11時18分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

何箇所か読み間違えておりますので、修正をお願いしたいと思います。

9ページのところの次世代を担うリーダー等の育成の2行目、産業と言うべきところを漁業と読み間違えましたので訂正をお願いします。

23ページになります。下から4行目、定期的と言うところを安定と読み間違えましたので同じく修正をお願いします。

29ページになります。予算概要の中で2行目となります。経常的経費を経済と読み間違えてますので修正をよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和3年度教育行政執行方針。

1、はじめに。

令和2年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

新しい学習指導要領では、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、未来の創り手となる子どもたちのために、社会で生きていく必要な資質・能力を確実に備えることのできる、教育の実現が求められています。

「よりよい教育を通じて、よりよい社会を作る」という目標を学校と地域が共有して、その達成に向けて共に努力していくことが重要であります。

新型コロナウイルスへの対処という課題の中にあって、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を

創っていくのかを主体的に考え、学び続けることを希求していくことが必要となっています。

全ての人が「学びを止めない」よう、引き続き、町民の信頼に応える、心のこもった教育行政を推進してまいります。

以下、教育委員会として令和3年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2、福島商業高校の在り方について。

福島商業高校の令和3年度入学者の出願状況は11人となっており、「2年連続の10名未満」という道立高校の再編整備基準は、かろうじて回避できる見込みとなっております。しかしながら福島町の生徒数の推移を見ると、次年度以降も大変厳しい状況が続きます。

町では、「福島町高校の在り方に関する協議会」において、今後の方向性を協議してまいりましたが、抜本的な考え方として、「寮を建設して全道・全国から生徒募集を行う」、「地域密着型で魅力ある教育課程づくりを行う」という2つの大きな柱を提言いただきました。

令和3年度においてはこの提言に沿い、道立高校としての存続を目指し、早急に北海道教育委員会と新しい高校づくりについて協議してまいります。

また、ホームページ等での情報発信・PR活動や、全国募集の方策について調整研究するとともに、奥尻高校など先進の高校と情報交換を行うなど、新しい福島商業高校の魅力づくりを実践してまいります。

さらに、これまで行ってきた各種支援策を継続しながら、令和5年度入学生の全国募集に向けて、新規に行うもの、継続するもの、内容を変更するものなど、生徒確保のために本当に必要な支援策を見直してまいります。

3、学校教育について。

(1) コロナに負けない学校運営

令和2年度は、まさに新型コロナウイルスとの闘いの年でした。

当町においては、児童生徒一人ひとりに消毒液、マスク等を配布し、家庭へは非接触型の体温計を配布するなど、児童生徒のコロナ感染予防、体調管理に最大限努めてきたところです。

また、各教室には自動消毒液噴霧器、大型の空気清浄機、手洗い用の給湯器などを設置し、環境面からも感染予防に努めてまいりました。

コロナとの闘いは、長期にわたることを覚悟し、令和3年度においても昨年度実践してきた「学校の新しい生活様式」の取り組みを継続するとともに、学校行事、授業の方法などを工夫し、なお一層感染予防に努めてまいります。

(2) 新しい時代に対応できる子どもの育成。

令和2年度に小学校の新しい学習指導要領に基づいた教育が始まりましたが、令和3年度は中学校の新しい学習指導要領が実施されます。

今回の改訂では、国語、数学など主要5教科の授業時数が1割程度増加することと、道徳や体育の充実がポイントとなっており、知・徳・体の調和がとれた児童生徒の育成が求められております。

子どもたちに基礎的な知識・技能を身に付けさせ、それらを活用し、自ら考え、表現する力を育むことが、確かな学力の定着につながります。

「わかる授業」を構築するための学力向上研修会の開催や、渡島教育局主催の研修への参加を促し、さらに学校内での研修の充実を図りながら、授業改善の取り組みを推進いたします。

(3) ICT教育の推進。

これまでは実現が不可能だと思われていた空飛ぶ自動車や、一流料理店とほとんど同じ料理を作るロボットが、数年後には実用化されようとしています。

インターネットなど、急速に情報技術が発展する現代において、小学生から正しい情報を取捨選択し、吟味し、活用する力が必要となっています。

福島町では、小中学校でタブレット型端末やテレビモニターを活用したICT教育を積極的に取り組んでおります。令和2年度に導入した「eライブラリ」は授業での活用と家庭への持ち帰り、朝学習ドリルなど、いろいろな場面で活用されております。

令和3年度においても、国庫補助事業を活用したGIGAスクールサポーターを1名配置し、各学校におけるICT教育のコーディネーターとして活用してまいります。

さらに、教職員への研修機会を設け、ICT教育技術の向上に努めてまいります。

(4) 基本的生活習慣の定着及びメディアルールの啓発。

令和2年度において、「早寝・早起き・朝ごはん」と「メディアルールを考えよう」というパンフレットを保護者に配布し、啓発を行ってきたところです。

子どもたちの健やかな成長には、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」ことが必要不可欠です。基本的生活習慣をしっかり整え、学習や運動の力の源となる「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進してまいります。

また、インターネットやゲームを長時間行うことで、目の病気や依存症、個人情報流出など、さまざまな弊害が懸念されています。

当町では、インターネットやゲームについて、親子で話し合い、ルールを決めて利用する「メディアルール」の取り組みを推奨しております。

インターネットモラル教育を各学校で実施し、PTA研究大会などでも啓発するなど、基本的生活習慣向上の取り組みをさらに推進してまいります。

(5) 学校環境の整備。

令和2年度に良好な教育環境を長期間にわたって維持していくよう「福島町教育施設等長寿名化計画」を策定しました。

学校で児童生徒が安全に過ごすことができるよう、本計画に沿って施設の維持管理を行ってまいります。

吉岡小学校については令和2年度において児童数は12名でしたが、令和3年度は9名となる見込みです。令和3年度においては、吉岡小学校の在り方について、学校、保護者及び地域の方々と協議し、今後の方向性を見出してまいります。

教員住宅については、住環境向上のため白符地区の1棟4戸の浄化槽設置工事を実施いたします。

(6) 全国中学校相撲選手権大会への準備。

令和4年度に当町において開催予定の「全国中学校相撲選手権大会」に向けて、鋭意準備を進めているところですが、令和3年6月には準備委員会から実行委員会に組織改編し、作業を本格化してまいります。

大会の開催にあたり、多くの役員及び生徒の協力が必要となり、また、宿泊場所等も必要となりますので、近隣町の各関係機関に協力を要請してまいります。

また、8月に東京都立川市で開催される全国大会に、実行委員会の主要委員を派遣し、大会の運営方法などを視察してまいります。

(7) 学校給食。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、正しい食への知識を習得し、生涯にわたって健康の維持増進に努める能力を養う学校教育の柱であります。

令和3年度は、地元食材、特に福島県産米の使用割合を高めるため、840kg保管できる精米保冷庫を購入し、年間を通じて安定して学校給食に提供できるように取り組んでまいります。

さらに、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を、引き続き図ってまいります。

4、生涯学習について。

(1) 青少年教育。

令和2年度は、コロナ禍の影響で多くの事業を中止する一方、開催できる事業は感染予防に最大限配慮し実施してまいりました。令和3年度においても引き続き感染予防に最大限配慮し、なるべく多くの事業を実施してまいりたいと考えております。

令和3年2月に実施した「福島学ジュニア〜チョコお菓子作り」は、スマホアプリのLINEや教育委員会ホームページを活用し、お菓子の作り方の動画を配信しました。参加者はそれぞれの家庭で動画を見ながら製作し、出来上がった作品の写真を撮影して返信するという手法を取り入れました。

参加者が一堂に集合するのではなく、各家庭に居ながらにして生涯学習活動に取り組む、新たな事業実施方法であると考えております。令和3年度においても各事業について、最善の実施方法を検討してまいります。

主に小学生が、様々な体験学習を通して郷土の魅力を再発見してもらう「福島学ジュニア」、リーダーシップや表現力を育成する「青少年の主張大会」の実施に取り組めます。

また、情操教育の一環としては、児童・生徒向けの芸術鑑賞会を近隣町等と連携を図りながら開催いた

します。過疎地域の子どもたちだからこそ、都市部の子どもたちと同じようにＩＣＴ教育を学ぶことが、これからの時代を生きる青少年に必要な取り組みであります。

令和元年度、２年度に企画課所管で実施していた「プログラミング教室」は、公立はこだて未来大学との連携事業であり、参加の児童、保護者から大変好評を得ている事業となっています。令和３年度においては、教育委員会所管に移し、引き続き事業を実施してまいります。

令和３年度の友好町の児童生徒交流事業は、夏季に長野県木曽町から中学生が福島町へ、長崎県松浦市に福島町から小学生を派遣し、友好の絆を深める予定となっています。

（２）成年教育。

潤いのある生活と活力ある地域づくりのためには、町民が芸術文化に接する機会の充実や活動支援を通じて、豊かな感性や創造性を高めていく環境づくりが必要であります。

令和２年度に開催できなかった生活講座、町民文化祭を各文化団体及び町民の皆さまと協働して、開催に取り組んでまいります。

人生の節目である成人式・成人祭については、感染予防に最大限留意しながら、令和２年度に引き続き８月１３日に同日で実施してまいります。

（３）高齢者。

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、コロナ禍の影響で令和２年度は開催できませんでした。

令和３年度については、参加者の意向を把握しながら、三密を避ける工夫をした学習プログラムの充実と交流に努めてまいります。

（４）読書活動の推進。

読書は想像力を磨き、情操豊かな人間性を育む活動です。

令和２年度福祉センター図書室では、新型コロナウイルス感染予防のため、自宅のパソコン等から蔵書を検索、予約できるシステムを構築いたしました。

また、図書室から借りた本が、銀行の通帳と同じように記録される、「読書通帳システム」を併せて整備したところです。令和３年度は、２つの取り組みを広く周知し、コロナ禍にあっても利用しやすい図書室を目指し、利用の促進を図ってまいります。

さらに、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの充実など、読書活動を推進してまいります。

５、スポーツについて。

（１）青少年教育。

令和２年度は、スポーツ活動においても、各種大会、行事の中止を余儀なくされました。

令和３年度については、感染予防に最大限留意し開催方法を工夫するなど、できるだけ多くの行事を実施してまいります。

「横綱の里」づくりとして、「わんぱく相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」を、関係機関と連携を図りながら開催し、相撲に親しむ環境づくりに努めます。

また、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施し、子どもたちの体力向上の取り組みを進めてまいります。

（２）成年教育。

町民が各年代に応じた体力づくりを進めるため、各種大会やスポーツなどに親しめる環境づくりが大切であります。

吉岡地区合同運動会や水泳教室、ふれあいスポーツ大会の開催をはじめ、パークゴルフやソフトバレーボール大会などへの支援を行います。また、こうした大会などを通じて、町民の健康づくりはもとより世代間交流を深めることで、地域の親睦や協働意識の醸成を図る効果も期待されるところであります。

（３）南北海道駅伝競走大会。

福島町におけるスポーツ最大の行事である「南北海道駅伝競走大会」は、昨年は新型コロナウイルス感染症予防のため、中止といたしました。例年多くの選手が参加し、たくさんの感動を得る大会となっております。令和３年度も交通安全に配慮したコース設定と運営を行い、関係者のご協力を頂きながら、１０月下旬に開催してまいります。

(4) 体育施設。

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

6、文化財等について。

(1) 文化財。

文化財は、郷土福島町を知る上で欠かすことのできないものであり、保存・伝承を次の世代に伝える責務があります。

「松前神楽」については、国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念し、令和2年度に公演会を開催する予定でしたが、令和3年10月2日に延期となりました。札幌市の道新ホールにおいて開催予定の本公演会は広く北海道民に知っていただくことを目的に開催されるものです。当町が本公演会の事務局を担っておりますので、松前神楽北海道連合保存会と連携の上、公演会の成功に向け準備を進めてまいります。

(2) 歴史図書。

歴史図書編集委員会の皆さんや、本書にかかわっていただいた多くの皆さまのご協力により、「北海道ふくしま歴史物語」を刊行することができました。本書は、福島町出身の偉大な先輩や、深い歴史、産業の成り立ちをまとめたもので、小学生から大人まで読むことができるよう、なるべく平易な表現で、ひらがな表記を多くするなど工夫しております。児童生徒をはじめ、町民の皆さまが郷土福島町に愛着を持つよう、歴史講演会、学芸員の出前授業を実施するなど、「ふるさと教育」に活用してまいります。

(3) 文化財施設の整備。

先人が遺した貴重な文化財については、町内関係団体と保存・伝承・公開に取り組んでまいります。

また、文化財を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施設とも老朽化が著しいため、将来的な保存・公開方法について検討してまいります。

7、むすびに。

以上、令和3年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育大綱の「知性を磨き、自主的で創造性に優れた人を育む」「郷土福島を愛し、文化を育てる情操豊かな人を育む」「互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人を育む」の3つの基本理念に基づき、教育行政を進めることが肝要であると認識しております。

コロナ禍にあって、教育を取り巻く環境は厳しいものがありますが、町民の皆さまが生きがいを持ち、楽しく学び続けることができる福島町となるよう、教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和3年度教育行政執行方針といたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終わります。

◎議案第46号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の交付負担に関する条例の制定について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第46号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に1の議案と別冊7をご用意願います。

まず議案の1ページをお開き願います。

議案第46号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり定める。

令和3年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊7議案説明資料でご説明いたしますので説明資料の1ページをお開き願います。

議案第46号関係でございます。

1、制定の目的及び経過について。

公職選挙法の改正により、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用を、公費負担の対象とすることが可能となっております。

公費負担の基準を定める条例を制定するにあたり、これまでの当町における選挙状況を勘案し、当町に適した基準での条例を提案するものであります。

2、制定する条例の内容について。

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ポスターの作成について、条例による公費負担の対象とするものであります。

なお、選挙運動用ビラの作成も公費負担の対象となりますが、選挙公報の発行によりその役割を果たすことから、条例には盛り込まないことといたします。

第1条については、条例制定の趣旨を規定しています。

第2条から第5条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担等について規定しています。

第6条から第8条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担等について規定しています。

第9条は、条例の定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しているものでございます。

次のページをお開きください。

選挙運動用自動車等、公費負担の対象とその限度額を示した表となっております。

まず、選挙運動用自動車として。

(1) 一般運送契約で、運転手を含む俗に言うハイヤー契約とした場合、1日につき64,500円、5日間で322,500円を限度額としております。

(2) アの自動車をレンタルした場合に、1日あたり15,800円、5日間で79,000円を限度額としております。

また、イの燃料供給については、選挙運動用自動車の燃料代として、1日あたり7,560円、5日間で37,800円を限度額とするものであります。

次に、ウの運転手雇用契約は、1日に1人に限られ12,500円で、5日間の限度額は62,500円となっております。

次に選挙運動用ポスターについて。

昨年10月開催の委員会資料では、作成単価及び作成枚数を公職選挙法を準用した形としておりましたが、委員会意見等を踏まえ作成単価等を変更しておりますので、改めてご説明いたします。

まず1の作成単価につきましては、法職選挙法ではポスター掲示場数のあとにプラスする基準額を国政選挙の場合、31万500円としていたものを、10万円として掲示場数が38箇所の場合1枚あたりの作成単価を3,157円とするものであります。

次に2の作成枚数の限度は、ポスター掲示場数に1.3を乗じた50枚を限度とするものであります。

次に3の公費負担の限度額は、作成単価の3,157円に作成枚数の限度50枚を乗じて157,850円とするものであります。

これにより、当町のこれまでの実績をある程度緩和した限度額とするものであります。

3、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行いたします。

なお、議案の1ページから3ページに条例の全文を掲載しております。

以上で、提案内容について説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４６号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４６号は可決いたしました。

◎議案第４９号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について

○議長（溝部幸基）

日程第７ 議案第４９号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案１と別冊７をご用意願います。

議案１の９ページをお開き願います。

議案第４９号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和３年３月８日提出、福島町長。

改正の内容につきましては、別冊７議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の５ページをお開き願います。

議案第４９号関係。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について。

１、条例改正の理由について。

町の介護サービス事業者や介護保険施設の人員、設備、運営等に関する基準等については、国の定める基準に沿って条例で定めていますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和３年１月２５日に公布され、令和３年４月１日から施行されることから、関係条例の一部を改正しようとするものです。

2、整理条例により改正される条例について。

今回の省令の施行により改正が必要となる条例。

福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

福島町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例の4条例となっております。

3、改正の主な内容について。

町条例で定めている当核基準については、国の基準省令に基づいて定めていることから、今回の一部改正も国の改正省令の内容と同様となっております。

なお、町内事業者に関係する主な改正項目については以下のとおりです。

(1) 「福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」共通の改正項目として。

①地域と連携した災害への対応の強化。

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

次のページをお願いします。

以下、②認知症介護基礎研修の受講の義務付け、③外部評価に係る運営推進会議の活用について、基準の見直しや介護サービス事業者への義務付けを規定しております。

(2) 福島町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例の改正項目。

①管理者の要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが条件となるものです。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない事情、理由がある場合については介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能としております。

以下、②管理者要件の適用の猶予、③質の高いケアマネジメントの推進、④生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応について、基準の見直しを行っております。

次のページをお願いします。

(3) 「福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」並びに「福島町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例」共通の改正項目。

①感染症対策の強化として。

介護サービス事業者に、感染症の発生及び、まん延等に関する取組の徹底を求める観点から、居宅介護支援について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施について取り組みを義務付けるものです。その際、3年の経過措置期間を設けています。

以下、②業務継続に向けた取組の強化、③ハラスメント対策の強化、次のページになります。

④会議や多職種連携におけるICTの活用、⑤利用者への説明・同意等に係る見直し、⑥記録の保存等に係る見直し、⑦運営規程等の掲示に係る見直し、⑧高齢者虐待防止の推進、⑨CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進について、基準の見直しや介護サービス事業者への義務付けを行っております。9ページになります。

4、施行期日等について。

(1) 施行期日

令和3年4月1日から施行します。ただし、第4条中指定居宅介護支援等基準条例第14条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、以下の項目について経過措置を設けます。

なお、⑨については、施行の日から当分の間とします。

①虐待の防止に係る経過措置から⑨ユニットの定員に係る経過措置までございます。

なお、議案の9ページから87ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案49号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 10時55分)

(再開 10時55分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

訂正をお願いします。

第14条のところを第11条と言ってしまいましたので、第14条に訂正をお願いします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第49号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第49号は可決いたしました。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時56分）

（再開 12時55分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎発委第10号 福島町議会会議条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第8 発委第10号 福島町議会会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第10号 福島町議会会議条例の一部改正について。

福島町議会会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、提出者、福島町議会運営委員会委員長。

条例改正に係る新旧対照表は、下記のとおりでございます。

それでは、改正の内容を説明しますので、説明資料の1ページをお開きください。

改正の理由について。

今年2月9日に、全国町村議会議長会の標準町村議会会議規則が改正されましたので、関係条例を改正しようとするものです。

改正の内容について。

（1）欠席の届出理由について。

議員が議会を欠席する場合の理由について、議会活動と家庭生活の両面支援を目的に、「事故のため出席できないとき」を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由に改正しようとするものです。

また、議員本人の出産に係る欠席期間についても、従来は、議員が欠席の日数を定めるとしておりましたが、産前産後の欠席期間として出産予定日の6週間前から産後8週間を経過する日までの範囲内を条文に規定するものです。

（2）請願書の記載事項等について。

現在は、請願者一律に押印の義務付けを求めおりますが、請願者の利便性を向上するため、押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改正しようとするものです。

施行期日について。

この条例は、公布の日から施行します。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第10号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第10号は可決いたしました。

◎議案第50号 福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第50号 福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

それでは、議案1と別冊7をお願いいたします。

議案1、89ページをお願いします。

議案第50号 福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について。

福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、福島町長。

説明については、説明資料で行いますので別冊7、10ページをお願いします。

議案第50号関係。

福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について。

1、廃止の理由について。

当条例は、燃油高や資材高騰・魚価安等の影響から漁業者の資金繰りを円滑にするため、知事の認定を受けた漁業経営健全化計画に従って償還の円滑化を図る漁業者に対して、北海道の漁業経営健全化促進資金利子補給金実施要綱に基づく資金を貸し付ける融資期間に対し利子の補給を行うもので、平成21年度に制定した条例であります。

当条例により対象となる貸付期間は、平成21年度に貸付を受けたもののみであり、すでに貸付を受けた漁業者からの償還が終了し、利子の補給が生じないため、条例を廃止するものです。

2、施行期日について。

公布の日から施行いたします。

以上で、議案第50号 福島町漁業経営健全化促進資金利子補給条例の廃止について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第50号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第50号は可決いたしました。

◎議案第52号 福島町森林整備計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第52号 福島町森林整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

それでは、議案1と別冊7をお願いいたします。

まず、議案1の109ページをお願いいたします。

議案第52号 福島町森林整備計画の変更について。

福島町森林整備計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、説明資料で行いますので別冊7、50ページをお願いします。

議案第52号関係。

福島町森林整備計画の変更について。

1、変更の理由について。

北海道から示された地域森林計画との整合チェックリストを基に内容確認したところ、上位計画である地域森林計画との差異があったため、地域森林計画に合わせた内容を変更するものです。

また、北海道において道有林内に林道の開設計画が追加となったため、開設・拡張計画へ追加するものです。

2、変更の概要について。

①立木の伐採の標準的な方法のうち、伐採に係る伐採率について地域森林計画に合わせ修正するものです。

②人口造林に関する事項のうち、天然更新に関する事項の天然更新の標準的な方法にかかる注意書きに

ついて、地域森林計画に合わせ修正するものです。

③道有林内における林業専用道開設計画路線を下記のとおり追加するものです。

表の下段、道有林のうち、開設桧倉、桧倉川支線を追加するものです。

④森林経営管理制度に基づく事業に関する事項の記載を追加するものです。

3、始期の変更について。

令和3年4月1日から適用します。

次ページをお願いします。

4、計画変更に係る事務スケジュール等について。

3月末日の計画決定に合わせ次のとおり作業を進めております。

令和3年2月福島町森林整備計画（案）公告・縦覧（概ね30日間）

3月北海道知事協議、計画の変更決定です。

なお、議案1、110ページから114ページに現計画と変更後の計画の対照表を掲載しております。

また、別冊には変更後の福島町森林整備計画となっておりますので、参考としてください。

以上で、議案第52号 福島町森林整備計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第52号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第52号は可決いたしました。

◎議案第62号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第10号）

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第62号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦哉総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に1番の議案のほか、別冊6と別冊7をご用意願います。

まず、議案の１５７ページをお願いします。

議案第６２号 令和２年度福島町一般会計補正予算（第１０号）

令和２年度福島町の一般会計補正予算（第１０号）は次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ１億６，６９１万７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４６億７，５９８万７千円とする。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

第３条、地方債の追加及び変更は、「第３表 地方債補正」による。

令和３年３月８日提出、福島町長。

まず、第２表債務負担行為についてご説明いたしますので、別冊６の６ページをお開き願います。

第２表、債務負担行為については２点となっております。

まず事項が吉岡総合センター総合管理業務委託に関する債務負担行為で、期間は令和２年度から令和３年度まで、限度額が３１６万２千円となっております。

今回の管理業務委託に係る債務負担行為につきましては、令和３年度が施設管理者の切替年度となりますので、３月中に入札を行い、予め管理者を決定して、４月１日からの適切な管理を行う為に債務負担行為をお願いするものであります。

次に漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為で、期間は令和２年度から令和１３年度まで、限度額は４万２千円となっております。

次のページをご覧ください。

第３表、地方債補正（追加）は、減収補てん債の新規発効、限度額３７９万９千円、起債の方法及び利率、償還方法はご覧のとおりとなっております。

減収補てん債の新規発行につきましては、地方交付税法との改正に伴う追加で、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税交付金や地方揮発油譲与税等の減収分を補てんする為に発行するものであります。

次のページをお開きください。

地方債補正の変更でございます。

８ページの定住促進住宅奨励事業債から、９ページの公有林整備事業債まで全部で２８件となっております。今回の変更は、事業費確定による増減等が主なものとなっております。

内容につきましては、別冊７でご説明いたしますので、別冊７の６０ページをお開き願います。

まず、６０ページにつきましては下から２段目の町道月崎２号線局部改良事業債以外は、全て過疎対策事業債で、いずれも充当率１００パーセント、交付税算入率７０パーセント、算入方法は元利償還金となっております。それぞれ、事業費確定及び国庫補助金の増額並びに過疎債ソフト事業限度額確定による増減となっております。

次のページをご覧ください。

６１ページです。

１段目の空家対策等支援事業債につきましては、実績見込から過疎債ソフト事業を増額しております。

次の公営住宅建設事業債は、国庫補助金の増額による地方債の減額となります。

次の吉野分団器具置場建設事業債から教員住宅設備改修事業債までの５件は、起債区分は過疎対策事業債で、事業費調整による増額になっております。

次の公有林整備事業債２４０万円の減は、実績見込による減額でございます。

最後の減収補てん債につきましては、先ほど地方債補正の追加でご説明した通り、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった分の補てんの為の新規発行となります。

次に補正の内容について、まず歳出からご説明いたしますので７４ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第１０号）の事務事業別説明資料でございます。

今回の補正につきましては、主に各事務事業の事業完了による執行残、入札減、支出の精査に伴う不要額等であります。

特に今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により会議やイベント等が中止となったことにより、旅費などが大幅に減額となっておりますので、内容の説明につきましては、主なものについてご説明いた

しますので、予めご了承をお願い致します。

1款議会費、1項1目議会費の議会運営費で210万5千円の減額は、主に旅費で185万1千円の減額で、普通旅費で52万、視察研修旅費で89万4千円の減などとなっております。

2款総務費、1項1目一般管理費で132万6千円の減は、こちらも町長などの旅費の減額で、普通旅費で84万円の減、その他、交際費の実績見込から41万4千円の減額などとなっております。

次のページをご覧ください。

2段目の職員研修費で150万8千円の減額も、研修等が中止になったことによる減額であります。

4段目の町勢要覧作成事業費360万円の減額は、今年度予定しておりました作成事業が、イベント等が中止により作成できませんでしたので、新年度に改めて作成することとし、今年度分を全額減額するものであります。

次のページをお開きください。

2段目の車両管理費で118万7千円の減額は、出張等の減少により燃料費で80万円の減額などとなっております。

次のページの2段目。

総合計画審議会運営費と、4段目の福島町総合戦略策定事業費では、いずれも会議の開催数が減った事による委員報酬の減が主なものとなっております。

1番下の高度無線環境整備推進事業費は、9月会議で補正した町内の光ファイバー未整備地区の整備を目指すものでありますが、新型コロナの臨時交付金が確定したことにより、国庫補助金の増額と地方債と一般財源を合わせて3,328万6千円減額とする財源調整を行ったものであります。

次に、81ページをお開きください。

17目ふるさと暮らし応援事業費の定住促進住宅等奨励事業費で300万円の減額は、今年度は該当する新築の住宅建設が無かったことにより全額を減額するものであります。

なお、新年度は数件の新築が予定されております。

その次の出産祝金交付事業費は、新生児が当初見込みより増加したことにより30万円追加するものであります。

次の18目人財育成支援事業費100万円の減は、実績見込みより減額するものであります。

次のページをお開きください。

2段目の20目チャレンジスピリット応援事業費700万円の減は、実績見込みによる減額で、これまでの交付実績が6件で、申請見込が1件となっております。

次の21目雇用奨励等支援事業費170万円の追加は、福島商業高校からの新卒者雇用奨励助成金で200万円の増、既存の3年目までの外国人技能実習生受入助成金が120万円の減で、今回新たに新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国できない4年目の技能実習生に対しての受入事業者に対する支援金として90万円を追加しております。

なお、この90万円は新型コロナウイルス対応の臨時交付金対象事業としております。

次のページの1段目をご覧ください。

22目特別定額給付金給付事業費で484万7千円の減額は、昨年5月から実施しました1人あたり10万円の給付金支給に関して、事業が完了しましたので報酬や職員手当等、不用額を減額するものであります。

次に85ページをお開きください。

3段目の7項11目森林環境譲与税基金費234万8千円の追加は、交付金の確定による積立で、今年度は危険木の伐採と森林所有者意向調査に充当することとしております。

次のページをお開きください。

2段目の3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障がい者福祉事業費376万4千円の増の主なものは、障がい者介護給付費の実績見込み等による増額となっております。

次のページの1段目をご覧ください。

新しい生活様式への移行準備用備蓄品配布事業費146万5千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、全世帯に配布した消毒液などの予防対策用備蓄品配布事業の実績見込みによる減額であります。

次に 90 ページをお開き願います。

1 段目の 7 目後期高齢者医療費で 1, 370 万 6 千円の減は、後期高齢者の療養給付費負担金の確定による減額となっております。

次のページの 2 段目をご覧ください。

2 項 2 目児童措置費で 458 万 7 千円の減額は、児童手当の実績による減が主なものとなっております。

93 ページをお開き願います。

3 段目になります。

4 款衛生費、医療・介護サービス事業者支援事業費で 600 万円の減は、町内の医療・介護事業者の感染予防対策として衛生用備品等の購入に対して支援するものでありますが、実績見込みにより減額するものであります。

次の妊婦さん支援給付金事業費 50 万円増も実績見込みによる増額であります。

1 番下の介護サービス事業者支援事業費で 700 万円の新規追加は、新型コロナの影響を受け、事業収入の減少が見込まれる介護事業者に対する支援金の追加で、詳細につきましては後ほど担当課長から政策調書でご説明いたします。

只今ご説明いたしました 3 件につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金対象事業となっております。

次に 96 ページをお開き願います。

2 段目になります。

9 目温泉健康保養センター管理運営費で 340 万円の追加は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け、利用者が減少した温泉運営に対し 300 万円指定管理料を追加するものであります。

なお、この経費につきましては新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を充当する事としております。その他、送泉ポンプの修繕費として 30 万円を追加しております。

98 ページをお開き願います。

下から 2 段目になります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費の農林業担い手育成事業費で 291 万円の減額は、農林業担い手支援として 1 名分予算計上しておりましたが、対象者が居なかった事により全額を減額するものであります。

次に 102 ページをお開き願います。

下から 2 段目の水産基盤（漁場）整備事業費で白符地区でのコンブ藻場整備等に係る分で 1,954 万円の減と、次のページの 3 段目の水産物供給基盤機能保全事業費で吉岡漁港の岸壁整備等で 493 万 3 千円の減額は、いずれも事業主体は北海道で、全体事業費の減額により町の負担金が減額となったものであります。

105 ページをお開きください。

1 段目の 7 款商工費、地域経済緊急支援事業費で 338 万 6 千円の減額は、昨年 2 回実施しました地域商品券配布事業の実績見込みによる減額となっております。

次の町内事業者向け新しい生活様式準備支援事業費 523 万 6 千円の減額は、町内の商工事業者を対象とした新型コロナウイルス感染防止のための準備を支援するための事業費で、こちらも実績見込みによる減額となります。

次のページをお開きください。

1 段目の福島町元気プロジェクト事業費 979 万円の追加は、今年度行ってきました観光 PR 事業等の元気プロジェクト事業の委託料で 10 万円の減、また新たに新年度に向けて、岩部クルーズ乗船者を対象に特産品などを配布して、観光需要の喚起を図る目的で G o T o エラベル事業補助金として、昨年同様に観光協会への補助金として 989 万円を追加計上するもので、この事業を新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金対象事業として令和 3 年度に繰り越して実施することとしております。

次のページの 1 番下。

8 款土木費、土木総務費から、111 ページの 2 段目、新緑公園外維持管理事業費までは入札減による減額や支出額確定による減額となっております。

111 ページをお開きください。

3段目の空家等対策支援事業費で542万1千円の減額は、主なものは代執行による空家解体工事費として2件分400万円を計上していましたが、所有者自ら解体する方向となったことから減額するものであります。

次のページをお開きください。

下から2段目の町営住宅建替事業費で592万3千円の減額は、丸山団地建設工事が終了したことによる工事費の入札減が主なものとなっております。

114ページをお開きください。

10款教育費の1段目。

教育関係団体・大会参加助成費から5段目の友好市町交流事業費までの減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種大会が中止になったことによる減額が主なもので、その他、高校存続対策費では入学奨励金や通学補助の実績による減額となっております。

次のページの事務局費から118ページの学校再開支援事業費までは、事業完了などによる実績見込みによる減額となっております。

119ページをお開き願います。

新規追加事業として2項小学校費、学校教育活動継続支援事業費で248万5千円の新規追加でございます。小学校2校の新型コロナウイルス感染症予防対策として、パーテーションや電気温水器等を購入するもので、この事業につきましても新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金対象事業として、令和3年度に繰り越して実施することとしております。

詳細につきましてはこの後、政策調書により担当課長からご説明いたします。

次のページをお開きください。

4段目の学校教育活動継続支援事業費は福島中学校に係る分で112万1千円の追加で、小学校費に係る分と併せて後ほど担当課長からご説明いたします。

次の社会教育総務費から124ページの、ファミリースポーツ公園管理費までは実績見込み、あるいは入札減による減額となっております。

125ページをお開きください。

3段目になります。

12款諸支出金、1目繰出金で648万7千円の減額は、この後ご審議いただきます各特別会計補正予算に関連した繰出金の補正となっております。

次のページをお開きください。

13款職員給与費の職員給与費で805万3千円の減は、正職員に係る分で実績による減となりますが、給料手当の他、時間外手当で313万8千円の減などとなっております。

次の会計年度任用職員給与費で463万3千円の減も、実績によるものとなっておりますが、特に中学校に配置しておりましたALTが1学期で帰国し、2学期以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で後任が決まらなかったことによる報酬の不用額が大きな減額要因となっております。

なお、今回の補正に関連した委員報酬及び給与等の増減につきましては、別冊6の84ページと85ページの給与費明細書をご参照願います。

次に、歳入をご説明いたしますので62ページをお開き願います。

歳入につきましても、歳出と同様に主なものと新規に追加になったもの等について、ご説明申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

1款町税、3項軽自動車税の環境性能割から、5段目の9款地方特例交付金までは交付額確定及び実績見込みによる増減となっております。

12款使用料及び手数料、3段目4目商工使用料369万円の減額は、1節の横綱記念館使用料252万5千円の減、4節の青函トンネル記念館使用料で116万5千円の減、いずれも新型コロナウイルスの影響で入館者が落ち込んだことによるものでございます。

65ページをお開きください。右側の説明欄で上から3段目になります。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で5,626万7千円の追加は、今回3月補正に係る新型コロナウイルス関連事業に充当するもので、主な充当先は歳出企画費でご説明いたしました光ファイバー未整備地区への整備に3,328万6千円、

衛生費の介護サービス事業者支援事業に４５０万円、教育費の学校教育活動継続支援事業費に２１８万８千円となっております。

１番下、５目土木費国庫補助金、２節社会資本整備総合交付金の住宅建設分で９７９万１千円の追加は、丸山団地建設と町有住宅整備事業に充当するものであります。

７０ページをお開きください。

１７款繰入金、２項１目財政調整基金繰入金で１億５，８７６万３千円の減額でございます。

冒頭申し上げましたように、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なものが中止となったことから、例年に比べて不用額が多くなったことにより財政調整基金からの繰入れが大幅に減少しております。

今回の補正により、今年度の財政調整基金からの繰入額は３，８８４万円となるものであります。

以下、繰入金につきましてはそれぞれ実績により減額しております。

森林環境譲与税基金繰入金につきましては、増額となっております。

７２ページをお開きください。右の欄の説明欄２段目。

代執行経費徴収金４００万円の減額は、歳出土木費の空家対策支援事業費でご説明いたしました、代執行による空家除却が行われなかったことにより減額するものであります。

２０款町債につきましては、先ほど第３表の地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第６２号 一般会計補正予算（第１０号）の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

補足説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案説明資料の３４ページをお開き願います。

福祉課所管の政策等調書になります。

事業計画名は介護サービス事業者支援事業になります。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染症の影響から、介護サービス事業者では事業収入の減少が見込まれています。町内介護サービス事業者の経営安定化を図ることで町内介護サービスが維持され、安心してサービスを利用してもらうため町内介護サービス事業者への支援が必要です。

政策等の発生源として、対象は町内介護サービス事業者です。

意図は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、継続的に事業を展開していくことができる。

事業主体は町になります。

事業計画は支援金として、１業者１００万円を定額支援し、前年収入との比較において５～１０パーセント減少した事業者には１００万円を上乗せ、１０パーセント以上減少している事業者へは２００万円の上乗せを行います。

事業年度は、令和２年度で計画額は７００万円、財源は国庫支出金４５０万円と、一般財源２５０万円を見込んでいます。

以上で福祉課所管の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

次に、４４ページをお願いいたします。

教育委員会所管の事業について、ご説明いたします。

事業計画名は学校教育活動継続支援事業。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない現状であり、児童・生徒が安心して学校教育を受けるためには、継続的な感染症対策を行う必要があります。

政策等の発生源で対象は、町立小中学校の全児童・生徒。

意図は、学校における感染症対策を実施していくことにより、学校教育活動を継続していくものです。

事業計画は、二酸化炭素濃度測定器14台を始め、タブレット型の非接触型体温計3台、夏場の換気対策として各学校校舎の網戸など、感染症対策に関する9件の事業でございます。

計画額は、令和2年度370万円、財源内訳は国庫支出金340万円、一般財源30万円です。

なお、国庫支出金のうち120万円が文部科学省の学校保健特別対策事業費補助220万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計画しており、事業はすべて令和3年度への繰越して実施を予定しております。

以上で、教育委員会所管の事業の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

82ページになります、雇用奨励等支援事業費の中で、外国人の受入事業者支援金90万円ですけれども、上の方の実習生の受入は実績に対して支払うことになってますって、4年目はもう、この2月かそれくらいで終わる事業者もあると思うんですけれども、これは金額は1人あたりというのはどういう風な換算で考えればいいんでしょうか。上の事業と一緒にしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

雇用奨励の支援の事業でございますけれども、主な増減の所書いている、外国人技能実習生受入助成金こちらにつきましては令和元年度にですね、既に1人30万円で指定をしているところでございますので、こちらは1人30万円で支給を終わってございます。次の外国人技能実習生受入事業者支援事業、条例ではなくて、今回は要項でやりたいという事ですね、新型コロナウイルス感染症の関係で3年の実習を終わって、本来は帰国しなければならなかった方に対して、1人あたり15万円支給するというところで、90万円ですから今該当になってる方が6人いらっしゃいます。補正の予算が成立できれば、要項制定して令和2年度中にですね、事業を支出をして完了させたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

歳入についてお聞かせ願いたいと思います。

先ほど入湯税の事なんですけども、新型コロナウイルスのことで休んだということなんですけど、いつからいつまで休んでおったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

温泉の休館についてなんですけども、新型コロナウイルスの関係で休んだのは5月2日から6日まで。

ゴールデンウィークにかけて近隣の温泉が全て休んだ時に休んでいます。

○3番（平沼昌平）

それと説明資料の72ページなんですけども、特定空家除去工事費の実績見込みによる減ということで、代執行経費徴収金とあるんですけども、個人でやる方が1件出て、これだけの不用額がでたんですけど、あとどのぐらい残っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

特定空家に認定されてる件数は、全体で7件でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

入湯税についてお聞きします。

4日間コロナウィルスの対応で休んだということなんですけども、これで170万円の減ということなんですけども単純にコロナウィルスだけでは無いと思うんですけれども、その減になった要因というのはどういう風に捉えておるんですか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

減収になった原因・要因としてはですね、休んだ期間もありますけども、それ以外にもやはりこの1年間を通して、コロナウィルスの関係で入湯者が減ってきております。それと、コロナウィルスでは無いんですが今年2回程、お盆明けに改修の為1週間ほど休んでおります。それと、今年に入ってから悪天候の為に2日程休んでおりますのでその関係で減ってきたのではないかと考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

説明ですとコロナウィルスだけって感じで取られるような説明だったんですけども、実際にはコロナウィルスで休むよりも、こういう施設のなもので休んでる期間の方が長いという事ですよね。

それで単純に考えて、まずこれだけの人数が減ったという風に考えられるわけなんですけども、今後ですね、建て替えとかそういうものも今これから視野に入っていくんでしょうけども、それまでの間の営業に対するですね、こういう突発的な物に対して分析というのは、例えば、まちづくり工房さんに委託してるわけなんですけども、町として施設を委託している会社とどういう分析をしながら今後進めていくのかという事が、まずお聞きしたいとこんななんですけども。ただ壊れました、休みます、っていう事だけでは無くてですね、そこら辺の分析を今度造るまでの間23年5月着工という風になってますから、それまでの、なってますというかそういう記事を謳ってるんですよ。その中で皆さん町民の皆さんも期待していると思うんですけどもね、そういう分析をどこまで、どうして説明していくかという事。どう考えてますか。委託業者とどこまで町として考えていますか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

今後は後2年3年程建て替えまでございます。その間は、今年はコロナウィルスの関係、今年も令和3年度もコロナウィルスの関係を引き継ぐかと思えます。利用者の方が減ってきているというのは、止めようが無いのかなと考えておりますけども、当然、まちづくり工房とも話をして、PR的なものは続けていきますし、改修の方も最低限ではありますけども直していったって、利用者に不便のないように営業していきたいと考えておりますので、今後利用者を増やすとかという話は工房の方とはしてませんし、難しいのかなと思ってますけども、現状維持は出来る様にしていきたいと考えております。

○3番（平沼昌平）

この現状ですね、なんとか経費をかけないで繋いで行くと、繋いで行く事を利用者理解してもらわなきゃならない、と思うんですね。だからそれをある程度、まちづくり工房さんなり何なり町としてそこら辺の意図を感じてもらわなきゃならないと思うんですよ。それであれば、まちづくり工房さんだけじゃなくてそのまちづくり工房さんに使われている方々にもですね、そこら辺は納得してもらおう。直接お客さんと触れ合うのは職員の方ですからね、そこら辺きちっと町の考え方をですね、やはり、まちづくり工

房さん何なりを通して、職員の方々に伝わっているのかどうか。

それからもう1点。

この間機械が壊れました、そして壊れたので今日は臨時休業いたします。それは防災無線で言いました。いついつ直りました、これ防災無線で言ってます。これってやはり連絡系統というのが人任せだとして事です。あくまでも町の施設として利用してもらっている気持ちですね、私は入って無いのかなと思ってます。普通であれば、壊れました、いついつ直す予定です、直りました、どうぞ利用してください。このぐらいの事は、あっても良いと思うんです。私の聞く範囲では、直りましたという防災無線はかかってないように聞いておりました。ただ、そこら辺はですね、かかってあったとしても聞き取れないのか、何回も反復して喋らなきゃなんないものなのか、そこら辺の意図を明確にして行っていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

吉岡温泉についてはだいたい利用者の方にご迷惑をかけて、今年といいますか去年から今年にかけて、突発的の事故が相当起こっておりまして、なかなか現場サイドも苦慮してますし、当然、委託を受けていただいてるまちづくり工房さんでも苦慮している中で、我々はなるべく利用者に迷惑をかけない形で、お知らせは少し早くしなさい、という事で私の方も指示をしますし、また当然、入れるようになったらですね、なるべく早めに入るお知らせをですね、防災無線なりを使ってやってください。という事は言ってますけども、ただ見通しとしてですね、なかなかこう施設なものですから、例えば部品があるとか無いとか、その辺の情報がですねしっかり行き届かない中で、現場に来て見たら意外とすぐ直ったとか、そういった時もありますので、多少ちょっと現場も混乱した中でですね周知が遅れたことについてはお詫び申し上げたいと思ってます。

また、先ほどらい、工房さんとの話の事について提言を頂きましたけども、我々としては今、令和3年度で少し予算を頂いてですね、令和5年度の建設を目途にしてございますけども、その辺も少しですね状況を見ますとかなり酷い、酷いといいますか、だいたい傷んでいる状況がですね、直近で相当出てますのでその辺も少し考える余地があるのかなという感じもしています。少し前倒しする必要もあるのかなと、ただ、今まちづくり工房さんをお願いしているのは何とか現場も含めてですね、建てるまでの間繋いでもいいですから、切り離しでもいいですから、あまりお客さんに迷惑をかけない形で何とか踏ん張ってくれ。と、いう話を今お願いしてますので、また新年度になりましたら新たな契約等またお話する機会があると思いますので、我々も確かに現場に働いてる方々が一番やっぱり利用者を接客する機会があります。私もなかなか最近行く機会がなくて、話す場面が無いんで、今度一度じっくりですね、係の人方、昔から知ってる顔でありますので、そういった方々にもですね一応状況等現場を通じて、周知して理解していただく。そして、やはりほとんど温泉に来てる人、年間6万人ぐらい、今年は少しやはりコロナウィルスの関係でやっぱり全体見ますと、月にすると少しずつ落ちてて、今5万人いくぐらいの形で推移してますので、そういった中でですね、ほぼ毎日に近いような方々の利用というのがあるんだと思いますので、そういった方々にしっかり情報発信できるような形は、これからもとっていきたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

是非ですね、現場の声を聞きながらですね、進めていくべきかなと思っております。本当に、中で働いてる方々はよく工夫しながら、対応していただいているなという気が感じますし、利用している町内の方々もですね、ある程度は妥協しながら、妥協という言葉が適切かどうか分からないですけども、状況を知りつつ、結構利用されてる状況にあると思います。それはそれでいいんですけども、さっきの代執行についてお聞かせ願います。

代執行が7件あと町として指定しているみたいな感じでお聞きしたんですけども、その方々とですね、代執行するにあたって、きちっと対象者との連絡ができる状況になっているんでしょうか。それとも、しても返答がないとか、代執行にあたっての現在の状況というのはどうなってるんですか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

過去に認定した2件については、所有者のご子息の方達と連絡が取れまして、そこについて自己解体する旨の意思表示を頂いております。後の5件については、今回新たに認定したものですので、今その通知をだしている最中です。そのうち4件については、向こうの方と連絡今取れまして、中にはそういう状況が今わかったという方もいますし、将来解体に向けてというのもありますし、特殊なケースでそこについては自分達の持ち物という認識ではないよとか、そういう部分もありますので、1件1件についてきちんと判例とか色々の物を調べながら、ケースを1つ1つのケースによって対応していく予定でございます。

行政特定空家については、行政代執行に至る建物については、あくまでもその財産や生命に影響を及ぼすとか、町道、道路の閉塞の要件がなるものとかについて、代執行を行えるものという事でございますので、倒壊した時に影響が無いとかっていう物については、特定空家に認定はしておりますけれども、代執行までに至れるかどうかというのをまだ難しい部分がございますので、そういう物を含めて今1つ1つ進めている状況です。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ありがとうございます。地元に住んでいるとしょっちゅう目にしてですね、あれなんでしょうけども、旅に出ての方々の思いというのはやっぱりその、まだまだ新しい家だと思ってる人も居るだろうし、全然話しにならない人も居るだろうし、そこら辺きちっと対応して行かなければですね、後々大変かなと思ひまして、ちょっとお聞きいたしました。先ほど質疑しなかったんですけども、教えていただきたいと思うのは、その下にですね、宝くじ交付金収入とあるんですけども、私こころへん知恵がないので教えていただきたいんですけど、交付額交付金の決定という物に対して、これはもう増額してるわけなんですけども、その算出根拠というんですか、そういうものはどういう風になってるのかお聞かせ願いたい。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

この宝くじ交付金に関しましては、ジャンボ宝くじとかありますけども、今回サマージャンボ、それからハロウィンジャンボまでのですね、全国の販売実績に応じて全国宝くじ振興協会の方で全国の自治体に分配してきます。それは人口割だとか、売上げの割合で、こまい数字ですけども、それでうちが最終的に322万3千円になったと、当初予算では170万計上しておりましたけども、昨年ですね宝くじの売上げが若干例年より伸びたと、俗に言われる巣ごもりというものですかね、そういうのとネットによる購入もだいぶ増えてるという事で今回配分額が増えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ありがとうございました。我々、全道議長会が主催する研修会もですね、宝くじの交付金が使われているという事で、やはり全員で宝くじ買わなきゃならないなど、感じを改めていたしました。

どうも、ありがとうございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

85ページの森林環境譲与税の事でお聞きします。今回、補正200何十万してるんだけど、この譲与税の交付、交付という国から来るお金の算出方法というのを若干教えてもらいたいと思います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

算出方法ですけども、私有林人工林の面積と林業従事者数、それと基準となる人口、町民の数を足した金額の16パーセントになります。

すみません。今言った数全てを足した金額になります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時58分）

（再開 13時58分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○産業課長（川合力哉）

すみません。私有林の人工面積プラス林業従事者数プラス当町の人口の割合です。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

この従事者数、森林の所有者というか、これは今、町の方でこれから調査してやると、しようとしてますが、まだまだ増える可能性はあるかなと思うんだけど、これはまあ森林所有者というか、自分の土地でも山に行ってどっからどこまでがその境界がわからないという人がほとんどだと思うんです。それで、かなりのその時間もおそらく調査する為にはかかると思いますので、この譲与税が増えてくれればいいんだけど、きっと増えると私は考えておりますが、これが結構な財源になると思いますので、そちらの早急に調査というか進めていただければと思ってます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、産業課長が申しましたとおり数字自体はですね、国の調査ありますよね林業、正式な名称はわかりませんが、そういった調査に基づいた数字で割り出していきますので、今我々がやっている所有者を割り出してですね、数をつかまえた数字が即、譲与税に反映するわけではありませんので、そういった意味ではですね、先ほど人口という言葉が上がってましたけども、そういった事で譲与税の配布もですね、都会に有利になってるんですね。都会ほど譲与税が多くいくと、それはちょっとおかしいだろうと、やはりどちらかという我々のような所の方が、そういった森林に恩恵があるんじゃないか、まあ恩恵といいましかね、そういった物を支えているんだろうという割合になってますので、そこのところは今、国の方でも少し当初の計画といいますか、交付の割出は先ほど言いました通り、森林面積だったり、従事者数だったり、人口という形になってますけども、そういった基準についてはですね国が調査した物で割り出していますので、我々が佐藤さん言うように所有者をいっぱい拾ってきてもですね、すぐ数字に跳ね返るという事にはなりませんので、そこについてはまず理解して頂きたいなと。ただ、我々としても今言ったように、どっちかという都会の方に有利な積算状況になってますので、我々としてはできれば地方に有利な形でという事で町村会なりを通じて、きちっと声を出していきたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

今回の令和元年から令和2年で百何十万もこう譲与税が増えているわけで、だからやっぱりこのように百万以上がこう多くなっているという事は今後もまだ期待できるのかなと思ってるんだけど、早めに調査というか、所有者の調査だけは早めにしていただければなと思っております。以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

この増えた理由はですね、若干ちょっと違ってましてですね、制度自体がですね、まあなんて言いますかね、暫定的に譲与税スタートしてるんですね、それを今度税金として頂くようになってですね、それを配分という事になりますので、この400何万についてこの5年ぐらいですかね、それぐらい同じような金額で今度きますので、その後またどういう形になるかは絶対配分という形になると思うんですけど。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第62号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第62号は可決いたしました。

◎議案第63号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第63号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1と別冊6をご用意願います。

議案1の159ページをお願いいたします。

議案第63号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ797万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,825万6千円とする。

令和3年3月8日提出、福島町長。

それでは、補正の内容について説明いたしますので別冊6の103ページをお開き願います。

今回の補正の主な内容は、保険税の賦課実績による納付金の増額及び、事務費等の精査による不用額の減額、各種交付金等の額の確定に伴う道支出金及び一般会計繰入金の減額でございます。

なお、歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心に、ご説明いたしますのでご了承をお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目同様に1,099万円の追加でございます。当初予算では、仮係数による試算結果に基づき計上しておりましたが、本算定の実績に合わせて増額するものです。

その下。

6款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費で127万3千円の減額は、実績見込みにより減額するものです。

次のページをお願いします。

7款諸支出金、2項1目直営診療施設勘定繰入金で113万円の減額は、診療所会計において購入した往診車輛が、道の特別調整交付金の対象外となったことにより減額するものです。

次に、歳入を説明いたしますので97ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項1目国民健康保険税1、157万1千円の追加は、令和2年度の賦課実績により追加するものです。

内訳としては、1節医療給付費分現年課税分で819万1千円。

2節後期高齢者支援金分現年課税分で225万2千円の追加。

3節介護納付金分現年課税分が62万8千円の追加。

4節医療給付費分滞納繰越分が50万円の追加でございます。

次に、3款道支出金、1項1目保健給付費等負担金で212万6千円の減額は、特別調整交付金等の額の確定に伴い減額するものです。

2目保健給付費等交付金で21万3千円の追加は、新型コロナウイルス感染症による国保税減免に係る特別交付金の国と道の負担割合に変更があった為、追加するものです。

98ページをお願いします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で229万4千円の減額は、保健基盤安定繰入金等の確定に伴い減額するものです。

8款国庫支出金、1項1目災害等臨時特例補助金で21万3千円の減額は、新型コロナウイルス感染症による国保税減免に係る国と道の負担割合に変更があった為、減額するものです。

その下。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で82万7千円の追加は、国保システムの改修に係る補助金が確定したことにより、追加するものです。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第63号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第63号は可決いたしました。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 14時09分)

(再開 14時21分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

すみません。先ほど佐藤議員の森林環境の税の関係で、ちょっと私あいまいに申しましてたので、正確にちょっと数字、データを捉えているものがありますので、お話をさせていただきたいと思います。

森林環境税については、平成6年からですね1人千円の税金が課税されるという事になってます。その間の5年間につきましては、機構の準備金を活用して、全体で2,300億円を5年間によって配分するという形になります。それで、福島町につきましてはR元年が208万7千円、R2年については443万8千円、それが3年同じですね、R4年度に574万4千円、R6年度本格的になった時に705万円、それがずっと同じような形で交付されるという今の所の予定であります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

それでは、前に進みます。

◎議案第64号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第64号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1と別冊6をご用意願います。

議案1の161ページをお願いします。

議案第64号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和2年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ535万7千円を減額し、保健事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出をそれぞれ5億4,379万6千円とする。

令和3年3月8日提出、福島町長。

それでは、補正の内容について説明をいたしますので別冊6の123ページをお開き願います。

今回の補正の主な内容は、実績見込みによる介護サービス費等の減額と、財源の調整を行うものです。

それでは、補正の内容について、歳出から説明いたします。

なお、歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心に説明いたしますので、ご了承をお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費で209万円の減額は、委託料で事業費の確定により減額するものです。124ページをお願いします。

2款保険給付費、2項1目高額介護サービス等費130万円の減額は、高額介護サービス等給付費の実績見込みによるものです。次のページをお願いします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費で530万円の減額は、介護予防・生活支援サービス事業費の実績見込みによるものです。128ページをお願いします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金で541万6千円の追加は、決算見込みにより増額するものです。

6款諸支出金、1項1目償還金で239万8千円の減額は、国庫補助金過年度過誤納還付金で還付金の額が確定したことにより減額するものです。次のページをお願いします。

2目第1号被保険者保険料還付金36万9千円の追加は、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免見込みにより追加するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、117ページをお願いします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料で797万2千円の減額でございます。

実績等の見込みにより、減額するものです。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金で25万5千円の減額は、介護給付費等の実績見込みに伴い減額するものです。

2項1目調整交付金で173万5千円の追加は、国から特別調整交付金を含む金額の内示があったため追加するものです。

2目地域支援事業交付金201万7千円の減額は、保険給付費等の実績見込みにより減額するものです。

3目事務費補助金で72万円の減額は、歳出の事務処理システム改修費の確定に伴い減額するものです。

4目保険者機能強化推進交付金81万7千円の追加は、認知症の支援や重度化防止などの介護予防の総合的な事業に対しての交付金で、国の内示があったため追加するものです。

118ページをお願いします。

5目介護保険保険者努力支援交付金83万円の追加は、町が行う介護予防健康づくりの取組みに対しての交付金で、国の内示があったため追加するものです。

6目災害等臨時特例補助金189万4千円の追加は、新型コロナウイルス感染症に係る減免が見込まれる保険料の6割が、国から補てんされるため追加するものです。

4款支払基金交付金、1項1目介護給費交付金で34万3千円の減額は、保険給付費等の実績見込みにより減額するものです。

以下、2目地域支援事業支援交付金141万2千円の減。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金15万9千円の減。

119ページになります。

2項1目地域支援事業交付金54万5千円の減。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金15万9千円の減、2目地域支援事業繰入金54万5千円の減についても、同様の理由で減額するものです。

3目その他繰入金で315万2千円の減額は、決算見込みによるものです。

4目低所得者保険料軽減繰入金で664万7千円の追加は、低所得者への段階ごとの軽減率が引き上げられたことに伴い追加するものです。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第64号は可決いたしました。

◎議案第65号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第65号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1と別冊6をご用意願います。

議案1の163ページをお願い致します。

議案第65号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

令和2年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,106万8千円とする。

令和3年3月8日提出、福島町長。

それでは、補正の内容について、ご説明いたしますので、別冊6の145ページをお開き願います。

今回の補正の主な内容は、令和2年度保険基盤安定負担金の確定及び事務費負担金の精査に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の減額、事務費の精査による関係予算の調整でございます。

それでは、補正の内容について、歳出からご説明いたします。

なお、歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承をお願いします。

ページ下段。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に133万9千円の減額でございます。

令和2年度保険基盤安定負担金の確定、事務費負担金の清算に伴い減額するものです。

次に、歳入を説明いたしますので141ページをお願いします。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金で83万4千円の減額、2目保健基盤安定繰入金62万9千円の減額は、いずれも決算見込みによる減額でございます。

6款国庫支出金、1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で17万2千円の追加は、後期高齢システムの改修費用に係る補助金について、当初広域連合から納付されるものとして、雑入で計上しておりましたが、国から直接納入されたため追加するものです。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 6 5 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 6 5 号は可決いたしました。

◎議案第 6 6 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 1 5 議案第 6 6 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

議案と別冊 6 をご用意いたします。

議案の 1 6 5 ページをお願いします。

議案第 6 6 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 2 年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 3 1 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 8 5 6 万 1 千円とするものでございます。

第 2 条、地方債の変更は第 2 表地方債補正による。

令和 3 年 3 月 8 日提出、福島町長。

それでは提案内容の説明をいたしますので、別冊 6 の 1 5 0 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正の変更は事業費の確定に伴う変更で、下水道事業債では補正前 9 0 0 万円に対し、補正後 8 2 0 万円に、過疎対策事業債では補正前 9 0 0 万円に対し、補正後 8 0 0 万円とし、それぞれ限度額を減額するものでございます。

それでは、補正の内容につきましては、歳出から説明いたしますので 1 6 1 ページをお願いします。

今回の補正の内容につきましては、実績見込みによる減額でございます。

なお、歳入歳出を含め科目ごとに主な増減が生じた内容を中心に説明いたしますので、ご了承をお願い

します。

1 款浄化槽整備事業費、1 項 1 目浄化槽施設管理費 4 3 万 5 千円の減額でございます。

主な減額につきましては、浄化槽保守点検清掃委託料で実績により 3 4 万 7 千円の減額となっております。次に、2 項 1 目浄化槽整備推進事業費で 2 8 8 万 2 千円の減額でございます。

主な減額につきましては、令和 2 年度の設置工事費が確定したことによる工事請負費の 2 2 6 万 2 千円の減、また、水洗化改造工事費補助金が実績に伴う減額となっております。

次に歳入を説明いたしますので、1 5 7 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目浄化槽整備事業費分担金で 1 0 万 5 千円の減額は、新規設置分 1 0 基の分担金が確定したことによるものでございます。

3 款 1 項 1 目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金で 3 7 万円の減額は、設置工事費に係る補助対象事業費の確定によるものでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1 0 2 万 1 千円の減額は、事業費の確定に伴う減額でございます。

1 5 8 ページをお願いします。

5 款町債、1 項 1 目下水道債で 1 8 0 万円の減額は、事業費確定によるものでございます。

以上で、議案第 6 6 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 6 6 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 6 6 号は可決いたしました。

◎議案第 6 7 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 1 6 議案第 6 7 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは議案１と別冊６をご用意願います。

議案１の１６７ページをお願い致します。

議案第６７号 令和２年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）。

令和２年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９、２５０万８千円とする。

令和３年３月８日提出、福島町長。

それでは、補正の内容につきまして説明いたしますので、別冊６の１７７ページをお開き願います。

今回の補正の主な内容は、実績見込みによる診療事業収入及び診療費の増額、事務費等の精査による不用額の整理でございます。

それでは、補正の内容について、歳出からご説明いたします。

なお、歳入歳出について科目ごとに主な増減が生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承をお願いします。

１款総務費、１項１目一般管理費で１５８万９千円の減額でございます。

実績見込みによる除排雪業務委託料の増額と、事務費等の精査による不用額の減額となっております。

２款診療事業費、１項１目診療費で２００万円の追加でございます。

実績見込みにより、医薬材料費を追加するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、１７３ページをお開き願います。

１款診療事業収入、１項１目国民健康保険診療報酬収入で２０万円の減額は、実績見込みによるものです。以下、２目社会保険診療報酬収入３０万円の減、３目後期高齢者医療診療報酬収入２７０万円増、４目一部負担金３０万円の増、５目その他の診療報酬収入１１９万円の減、その下、２項１目使用料及び手数料４５６万円２千円の増については、同様の理由による増減となっております。

なお、令和２年度の通院者数は２月末時点で５、１８３人、２月までの診療日数は２５０日でしたので、１日あたり通院者数の平均は約２１人となり、令和元年度の１日あたりの通院者数１９人から２名ほど増えております。１７４ページをお願いします。

２款繰入金、１項１目一般会計繰入金４３２万１千円の減額は、決算見込みによる減額になります。

２目国民健康保険特別会計繰入金１１３万円の減額は、診療所で購入した往診車両が道の国保特別調整交付金の対象外となったことにより、減額するものです。

以上で、議案第６７号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

３番平沼昌平議員。

○３番（平沼昌平）

歳入で若干お聞きします。後期高齢者医療診療報酬これがおかげさまで、このぐらいになったという事なんですけども、その中で７５歳以上の方、また障がい者の方、それから１割負担から３割までの内訳というのは、お分かりなってますか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

申し訳ありません。そういった内容については集計取っておりませんので、わかりません。

○議長（溝部幸基）

３番平沼昌平議員。

○３番（平沼昌平）

じゃあこの２７０万円の黒字ってことについての内容的な物は、具体的にはどういう風に聞いてらっしゃるんですか。それもちよっと押さえてませんか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

この中の後期高齢者収入についてなんですが、病院の方としては後期高齢者保険証を持ってる方を集計しておりますので、その中身、先ほど言ったとおり、障がい者であったりとか、内訳として押さえておりません。増えた内容という形になりますと、日々の受診者の方が増えたという認識でおりますが、一応、町内町外でいくと、町内の人が増えておりまして、町外の方が減っているという状態ではあります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時47分）

（再開 14時48分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

全体でまず伸びは、町内で77パーセント、町外で23パーセントの伸びがありました。後期高齢者の部分なんですけども、2月末現在で前年度に比べますけども、前年度に比べて5パーセントほど伸びがあります。その詳しい中身というか表にしたものをですね、後日提出したいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

177ページの支出の段の説明資料の中に、臨時看護師報償費9万なんぼになってるんですけども、診療所には臨時看護師さん、とした人いるんですか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

臨時看護師はおりません。今は3名看護師おりますけども、何か看護師にあった場合に、緊急的に来て頂く時の報酬として、予算化した。ですから今年はそれがなかったので、減額するという形になってます。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

それじゃあ何かあった場合に、臨時で来れる人があるんですか。いるんですか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

この方という形では特におりませんが、先生とかの伝手をたどってお願いする形にはなるのかな、とおもってます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第67号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第67号は可決いたしました。

◎議案第68号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第68号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

議案1と別冊6をご用意ください。
議案1の169ページをお開きください。
議案第68号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）。
第1条、令和2年度福島町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。
主な建設改良事業。

配水管整備事業4, 774万9千円を4, 308万7千円とする。

メーター改良事業510万5千円を434万5千円とする。

施設整備事業1億7, 200万円を1億5, 565万円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、1款水道事業収益、補正予定額221万7千円の減、計1億1, 810万2千円。

1項営業収益、補正予定額188万3千円の増、計9, 592万円。

2項営業外収益、補正予定額410万円の減、計2, 218万2千円。

支出、1款水道事業費用、補正予定額487万1千円の減、計8, 524万5千円。

1項営業費用、補正予定額487万1千円の減、計8, 445万4千円。

第4条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1, 648万4千円を、1, 167万5千円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 648万4千円を1, 167万5千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお開きください。

収入、1款資本的収入、補正予定額1, 728万6千円の減、計1億9, 860万4千円。

1項企業債、補正予定額1, 340万円の減、計1億5, 140万円。

2項国庫補助金、補正予定額417万6千円の減、計4, 118万4千円。

3項道支出金、補正予定額29万円の増、計349万円。

支出、1款資本的支出、補正予定額2, 209万5千円の減、計2億1, 027万9千円。

1項建設改良費、補正予定額2, 209万5千円の減、計2億438万9千円。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

老朽配水管更新事業3, 380万円、浄水場施設整備事業1億1, 440万円、配水管移設事業320万円。

令和3年3月8日提出、福島町長。

補正内容について説明しますので、別冊6の187ページをお開きください。

令和2年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の主な補正内容は、収入及び支出額の確定に伴うものでございます。

主な増減のみ、説明いたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1項営業収益、1目給水収益が200万円の増、2目受託工事収益が11万7千円の減でございます。次に、2項営業外収益4目消費税が410万円の減でございます。

次のページをお開きください。188ページでございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1項営業費用1目原水及び浄水費が69万3千円の減、手数料の水質検査手数料40万7千円の減、他でございます。2目配水及び給水費が20万円の減で、普通旅費の減でございます。

3目受託工事費が13万9千円の減で、自己有メーター器改良額確定に伴うものでございます。

4目総係費が83万9千円の減で、委託料のメーター検診及び料金徴収委託料の確定に伴う80万円の減、他でございます。5目減価償却費が有形固定資産減価償却費の減額で300万円の減でございます。

次のページです。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1項1目企業債が1, 340万円の減で、工事及び委託の実績に伴う起債額の確定による減でございます。2項1目国庫補助金が417万6千円の減で、美山浄水場前処理施設整備工事補助金の確定に伴う減でございます。3項道支出金1目補償金が29万円の増で、塩釜地区配水管移設工事補償金の確定に伴う増でございます。

次のページをお開きください。190ページです。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1項建設改良費1目配水管整備費466万2千円の減で、主に工事3本の確定に伴う減でございます。

2目メーター改良費が76万円の減で、貸付メーター器改良工事の確定に伴う減でございます。

3目メーター購入費が32万3千円の減で、新設分メーターの確定に伴う減でございます。

4目施設整備費が1, 635万円の減で、美山浄水場前処理施設整備工事の額の確定に伴う減でございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

190ページ、施設整備費で減額になってるんですけど、美山浄水場前処理施設整備工事これだいたい入札というか補正前の金額が10パーセント減額なっておりますけども、何かこの工事に対しての計画的な変更とかそういうのがあって10パーセントぐらい減額になったのか、その辺教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

新年度にあたって単価の入れ替え等も行っておりまして、予算取得時にはそれはわかっておりませんので、ある程度余裕を持った、当初新年度予算をとっております。それと、後は入札減でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

2 番佐藤孝男議員。

○2 番（佐藤孝男）

190ページの配水管整備に係るところについて、この度、美唄市で突然老朽化が大雪というか、雪の重みで本管が破裂して、そういう記事が載っておりました。

そういう中で、突発的なあれは事故であります、あれはその記事を見まして、本町で本管が万が一、破損した場合の対応というか、美唄では給水車がすぐ出動、出動というか来まして、町民、市民に水を供給したことでありますが、本町にとりましては、そういう突発的な事故も想定してると思いますが、そういうマニュアルという物はあるのかどうか、それをお教えてください。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

美唄の状況はわかりませんが、全国的に水道事業というのは、設備を作ってから皆さん古くなって、更新していない水道事業の所に関しては、特にニュース等で見かける通り、水道管が破裂してるとかニュースで出ると思います。うちの水道事業に関しては、皆さんご存知通り、計画的に更新等を行われておまして、そういう物は無いという認識でございますけども、そこはあくまでも事故なので、100パーセント無いとは言いきれません。そういう時に対応するという事で、マニュアル等の整備等、色々なマニュアルがございますけども、整備等は義務付けられていたりしてる部分もございます。事故の場合には、実際にマニュアルよりも、職員がそのケース毎現状を確認して、業者を発注して、即座に対応するという事で、やるのが一番だという認識もございますので、そこはマニュアルはございますけども、やはりそこに携わる職員の技能、ある程度一定の技能を持った職員がきちんと見てもらえるというのが大事だと思いますので、うちの職員に関しては、そこはベテランでございますので、私は安心してございます。

○議長（溝部幸基）

2 番佐藤孝男議員。

○2 番（佐藤孝男）

岩部地区で本管が破裂したとか、そういう場合において本町の町民に対して果して今、建設課長が説明したような対応でいいのかどうか。おそらく想定しない地震とかそういう事も考えられるので、そういう突発的な事故に対しての対応というか、それもやっぱり必要だと思いますので、そういう点も考えて、これからやっていただきたいと思います。それと、管の老朽化。5年度まで見ますと、取替えている事に載っていますが、その他に5年後も後も、そういう老朽化の事があるのか、老朽化がまだまだやらない事があるのかどうか、それもお教えてください。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

前半の突如起こった岩部地区とかの本管の破損とか、そういう物に関しては、道西地区協議会とかありまして、そういう物で道西地区もそうですけども、それ以上酷い物になると全国的な協力体制というのが出来上がっております。今回の美唄の部分についても、その地区の協議会入って行って、ポンプ車とか水のそういう袋とかを色々そういうのを準備したりというのはございます。うちであった時にも、そういった所に協力してもらいながら、そこは解決していくっていうような認識でございます。

あと、水道管の更新ですね、更新については随時その水道管それぞれについて耐用年数がくる頃に更新管という事で、一応リストには載っております。5年以降もそれは計画的に行っていきますので、それは常に悪くなった物は交換していく永遠に交換していくというような状況であります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第68号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第68号は可決いたしました。

◎日 程 の 順 序 変 更

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

日程第18については、午後6時からの夜間議会において一般質問を行いますので、日程の順序を変更し、日程第19 議案第51号 福島町総合計画の変更について以降を先に審議して進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程19 議案第51号 福島町総合計画の変更について以降を先に審議して進めることに決定いたしました。

◎議案第51号 第5次福島町総合計画の変更について

◎議案第53号 第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について

◎議案第47号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について

◎議案第48号 福島町介護保険条例の一部改正について

◎議案第61号 福島町財政調整基金の積立金の処分について

◎議案第54号 令和3年度福島町一般会計予算

◎議案第55号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計予算

◎議案第56号 令和3年度福島町介護保険特別会計予算

◎議案第57号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

◎議案第58号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計予算

◎議案第59号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

◎議案第60号 令和3年度福島町水道事業会計予算

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第51号 第5次福島町総合計画の変更について。

日程第20 議案第53号 第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について。

日程第21 議案第47号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について。

日程第 2 2 議案第 4 8 号 福島町介護保険条例の一部改正について。
日程第 2 3 議案第 6 1 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について。
日程第 2 4 議案第 5 4 号 令和 3 年度福島町一般会計予算。
日程第 2 5 議案第 5 5 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計予算。
日程第 2 6 議案第 5 6 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計予算。
日程第 2 7 議案第 5 7 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第 2 8 議案第 5 8 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計予算。
日程第 2 9 議案第 5 9 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算。
日程第 3 0 議案第 6 0 号 令和 3 年度福島町水道事業会計予算。

以上、12 件の案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました 12 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております 12 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15 時 11 分)

(再開 15 時 14 分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に 9 番平野隆雄副議長、副委員長に 5 番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 15 時 14 分)

(再開 17 時 59 分)

○議長（溝部幸基）

参画者の皆様には、議会へお出でいただき心から歓迎をいたします。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第18 一般質問を行います。

一般質問に入りますが、質問者、答弁者をお願いを申し上げます。

質問時間、回数の制限を撤廃しておりますが、限られた時間の中で質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく簡潔明瞭に発言していただくよう、お願い申し上げます。

一般質問は、4名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

それでは、最初に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、町の事業実施による町民還元の成果と、検証の周知について、町長に質問します。

この度の町民と議員の懇談会で、町が支援した様々な事業について、町広報等を通してその使い道と成果の詳細を周知して貰いたいとの意見がありました。何故、様々な公設民営的団体に人的面や、補助金的な助成を行って要るのか。その経過・成果について、また福島町ががんばる地元企業応援条例当等についても、町の経済対策として成果はどの程度あったのか伺います。

当町としても情報公開はしているものの、十分に町民との情報共有が成されていないとも感じました。これは行政ばかりでなく、議会としても反省すべきであります。今後、町の事業実施による町民還元の成果と検証の周知について、どう対応していくべきか伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員の質問にお答えいたします。さまざまな公設民営的団体への人的・補助金の支援についてであります。地方公共団体が交付する補助金については、地方自治法第232条の2の規定において「公益上必要がある場合において補助することができる。」とされており、当町の全ての補助金・助成金はこれに基づき議会の承認のもと交付されているものであります。ご質問の福島町ががんばる地元企業等応援条例の町の経済対策としての成果についてであります。平成29年から令和元年度までの条例施行中の施設投資助成金は、3カ年で延べ345件、施設投資の総額は10億7千万円で、これに対する助成金額は4億1,200万円、町内経済循環額は4億900万円となっており、助成金額とほぼ同額が町内経済に循環するなどの効果となっております。また、コンブ養殖漁業などの生産拡大や、作業の効率化が図られ、製造業・建設業・サービス業など幅広い分野において事業継続意欲を促す誘因になったものと検証しております。町が実施する各種事業の検証等については、総合計画掲載事業は「政策等調書・総合計画事業推進管理表」で、それ以外の事務・事業については「事務・事業行政評価」において、実績や事業評価の結果を公表しているところであります。

なお、議会常任委員会や決算特別委員会などを始めとする各場面のほか、例年12月に開催している町政懇談会の場においても、全ての事業についてではございませんが、私から町が取り組んでいる事業の状況について報告させていただいているところであります。また、福島町まちづくり基本条例第24条において、町民と町がまちづくりに関する正確な情報を相互に共有することが基本であること、及び第25条では情報共有を進めるため、情報の公開及び提供について、町の役割を規定しているところであり、必要な情報は町づくりに欠かすことができない重要な要素であると認識してございます。情報共有を進めるにあたっては、町民に最も身近な町広報、ホームページの活用が有効であると考えておりますので、今後も町民にわかりやすい情報提供に努めるとともに、円滑に情報共有が図られるよう取り組んで参ります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

町長の完璧なる答弁に、私の再質問は無いです。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従いまして、一般質問を申し上げます。

ふるさと暮らし応援条例等の見直しについて。

平成24年4月1日施行の本条例は丸8年になりますが、定住促進住宅等奨励事業における奨励対象者のこれまでの内容はどのような実績になっておりますでしょうか。町内の土地建物の売買は、条例に定める500万円や1千万円の規定は現実に沿う実態にありますでしょうか。取得費が低額であっても、この地にふるさと暮らしを定着させたいという人には、応援する事にしては如何でしょうか。

また、応援の内容も、中古住宅を求めリフォームして住みたいという人には、改築やリフォームも対象にはいかがでしょうか。

定年になって郷里福島町に帰って来る人もおりますが、土地建物が親からの相続による取得になった人がリフォームや改築、新築をしても奨励金の対象にはしていません。隣町では当町に倣い空き家解体補助要綱を制定したとお聞きしましたが、解体後の用地の利用制限は1年間としております。当町は新築等への制限解除はなされていません。土地利活用の制限期間は短いほど活用度合いが図られると思います。ふるさと暮らしをしたい、親と一緒に暮らしたいという人を含め、1人でも多くする為にも定住に優しい施策を組み込む方向としたいものであります。

年間の新築戸数も少ない現状と思います。空き家解体助成事業と合わせ現応援条例を抜本的に改正し未来豊かな町に転換するためにも、住みやすい対策への変革を提言いたします。

町長の考え方を聞かせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えします。

1点目の定住促進住宅等奨励事業の実績については、令和2年度まで23名の方に交付しており、そのうち新築住宅の取得が19名、中古住宅の購入が4名となっております。

2点目の土地建物の売買の規定については、新築住宅及び中古住宅の取得いずれにおいても、土地の取得費用も含んでおり、町内の市場価格などからも妥当なものと判断してございます。

3点目の取得費用の低い方に対する支援及びリフォーム費用に対する支援制度については、以前実施した奨励金を活用した方に対するアンケート調査の結果において、現在の取得費用の基準が適正である旨の回答が最も多かったことから、現時点で見直す考えはございません。

なお、ふるさと暮らし応援条例の制定趣旨は、若者や子育て世代の定住を中心に支援することを目的としている為、ご提言のリフォーム費用への支援については、定住目的以外との住み分けが必要であることから、実施する場合においては新たな助成制度を構築する必要があるものと考えてます。

4点目の空家除却補助及びふるさと暮らし応援条例の抜本的見直しを含めた提言ではありますが、空家等除却補助金については、補助の目的として建替え除去を補助対象にしていない事から、直ちに見直すことは考えておりません。また、解体後の土地の売買に関しては、明確な規定は設けておりませんが、条例制定当初から条例の趣旨を逸脱する売買目的での解体を対象としておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、ふるさと暮らし応援条例については、定住促進を一層推進するため、本3月会議において、既存住宅の建て替えについても助成対象とできるよう、受給資格要件を拡大し改正案を提案しているところであります。人口減少が続く当町において、定住を促進するためには住まいの確保が重要なことから、ふるさと暮らし応援条例に加え、福島町に住み続けようと思える快適な住環境の形成を目的とした「福島町住生活基本計画」を策定し、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトと定住促進住宅整備プロジェクトの2つの柱で住宅環境の充実を図り、各世代による定住促進に取り組んで参ります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

ただいまの答弁いただいた中で、これまで令和2年度まで23名の方が交付されたという奨励事業の実

績の内容ですけれども、そのうち中古住宅の購入が4人、今の条例からいくといずれも500万円以上、あるいは1千万以上の方だったと思いますけれども、この23件の方々の新築又は中古住宅の売買で求めた額はいくらだったのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

中古住宅の取得につきましては、土地家屋を含めて500万円以上の方が対象になってございます。

それから、1千万円超えると助成額もまた変わってくるというところでございます。そのうち4名の方ですね、内訳が1千万円以上の方が2人でございます。500万円以上1千万円未満の方が2人というような内訳になってございます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

今現在はこの中古住宅の4人、この以外の人は新築という事でよろしいでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

全体23件、今申し上げましたとおり中古住宅の購入が4件、それ以外の方19名の方につきましては、新築という事で結構でございます。全てがですね1千万円以上の新築住宅の取得という内容になってございます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

この2点目の町内の市場価格から妥当な物っていう風な判断ってことは、今、言う新築は1千万円、中古は500万円というのが町内の市場価値から妥当な判断をしているという意味でしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

福島町に定住、定着をしていただく場合にですね、住まいを確保する際に、ある程度ですね住宅を建てたり、中古住宅を購入したりするという事を考えて、この制度を作ったところでございますので、その際には一定のそれなりの売ったものをですね購入したりするのかなという風に当時は考えてございましたので、その際に住宅と土地も含めて500万円程度のものは妥当な線なんではないのかな、という所で設定をさせていただいたところでございます。それで我々その売買に実例に関しましてですね、調査を企画サイドではございませんけれども、例年税務サイドの方でですね売買の実例なにかをアンケート調査をしているところでございますけれども、なかなかこういった所につきましては、回答が著しく回答率が悪いというような状況になってございますので、実態の所につきましては、なかなか掴める調査をかけてもですね、限度があるのかなという風に思っております。ただ、条例で当初、設定した時の考え方としましては、先ほど申し上げた通りでございますので、状況については妥当なところではないのかな、という風に捉えてはございます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

市場価格が妥当という判断をされていたという事で、3点目の奨励金を活用した方にアンケートをした結果、アンケートの結果を適正な物である。取得費用の基準は、適正である旨の回答が最も多かったという事なんですけれども、これは23名にアンケートを取ったのか、それとも最近の何名かにアンケートを取ったのか。ここの所はどのようになっていますか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

アンケートをですね、実施したのが平成29年頃でございますので、23名よりは少ないという実態ではございます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

やはり、500万円以上1千万円以上このランクの人方にアンケートを取りますと、取得費用の基準が適正であると言ってもおかしくないのかもしれませんが、ただ、これ以外の事を考えていらっしゃる状況にある住民のことを考えますと、果たしてその費用の基準は適正であると、回答するかどうか、いう事を懸念しますよね。元々、この条例、私これ前の町長時代から今回で4回目になると思うんですけど、予算を含めて同じような形の質問をしたりしてるんですけどもね、やはりIターン、Uターンでそういう人方を対象にして、ここで住んでくださいと、中古住宅も買ったら10パーセント、500万円で買ったら10パーセントの50万円差上げますよ、と言ってもですね、IターンUターンJターンの人方が果たしてそれだけの財力のある人であればいいけども、そうでない人が多いんじゃないでしょうか。この土地に来て、そしてここで暮らすという事であれば、やはり所得だとか、蓄財だとか、そういうものが十分でない人でないと、こういう大きなお金を出して、新築するという人には少ないお金かもしれないけども、暮らすとする人にはやっぱり大きなお金だと思うんですね、500万、1千万円というのは。

もっと、楽な形で助成してあげる。住んでもらうために。その様な形にしたらいかがでしょうか。という風に単純にそう思うわけですね。

この度は町内会の人方とお話ししました。毎年1回町民との懇談会、がんばる地元企業等応援条例この3カ年での投資額だとか、そういうものも聞かれました。

8番議員（小鹿昭義）が質問している内容ですけども、やはりこの条例を使った人方が素晴らしいこのこれからの企業活動ができる、しかしながら、企業でない人方もいるという一般住民の方への光の当て方という事も必要でないだろうか。その中で、私が質問しております、ふるさと暮らし応援事業の内容、例えば定年になって福島町に帰ってくる、そういう人がここに住みたいという事であれば、新築、いや新築よりも中古物件を求めるかもしれない、あるいは自分の親の家があれば、親の家をリフォームして住みたいという事を考えると思うんですね、そういう方については、町長、リフォームの場合は別な条例を制定しなきゃならないという事でございますけど、そうならば尚よろしいわけですけども、その前に今現在のふるさと暮らし応援条例の価格をもっと下げていってはどうかなと。

例えば500万円1千万円ではなくて、北海道の中の自治体にもリフォーム助成している自治体結構ありますね。そういう中で500万円の10パーセント50万円、1千万円の10パーセント100万円の助成という恰好、これが町外の人であればその半分という、それほど大きな額ではないわけですね、それと、道内の自治体のリフォームを制度として行っている自治体は、まあ10パーセントないしは20パーセント。しかしながらその額が10万円から20万円とか30万とかそういうそれ以上の額もありますけども、そして限度額を当然おいてる自治体が多い。いう事で広くあまねく、その町の住民として公平な形で一般住民も暮らすことができると。そのあたりまず町長の方からお願いしたいとお考えをお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今ご質問いただきましたけども、回答の中でも整理をさせていただいてございますけども、この条例については22年度から施行させていただきました。私が職員時代、企画参事の時に制度設計させていただきました。それで、本来の目的としては若い人達に、この福島町で住宅を建てて子育てをして頂きたい。まあ要するに、流出人口を少しでも減らそうという事です、なるべく人口を増やす事はできないけども、減らす人口を少し鈍化させようということの目的でですね、作らせていただきました。

今、議員おっしゃるものについてはですね、若干3つぐらいに組立てられるのかなという風に思っております。我々は条例として今持っているものはですね、若い人達の定住なり、子育て、そしてまた、担い手という形でですね、三本柱でやらして頂いてございます。今、ご指摘ある点についてはですね、たぶ

ん退職をされて、ある程度ふるさとに帰って来て、移住目的で住みつきたい。ところに対して支援できないかと。あともう一つ、リフォームのことおっしゃいますけども、各全道ここ最近新聞報道を見ますと、桧山がそういった条例を設けてですね、支援をしております。ただ、その目的はですね、あくまでも移住者を対象にしてるのでは無くて、地元の大工さんその方々の経済誘発で言いますかね、目的はあくまでも地元大工さんがリフォーム手掛けた場合に、30万円助成するとか、そういった形でありますので、まったく目的がですね、ちょっと違うんじゃないのかなと。そういった事で、先ほど答えもお答えさせていただいたのは少し目的毎に、すみ分けをしていかなければならないのかなという風に思っております。

ただ政策を打つにあたっては財源が伴いますので、我々もですね、私22年考えた時、第1弾、第2弾、第3弾まで本当はあったんですけども、まだ第1弾しかやりきれておりませんけども、ただやはり、この第1弾でもですね、相当な財源を使わせていただいております。そういった中で、今、過疎のソフト充当する形で使わせて頂いておりますので、この過疎のソフトの財源が上限いっぱい、町としては使わせて頂いておりますので、新たな条例施行となりますと、また町の一般財源を使って、政策を打つ形になりますので、その辺の理解が今後きちっと整理できるのであれば、新たな政策を打つという事もあるんだと思っておりますけど、ただ今の状況を考えますとですね、現在の条例で十分適用できているのではないのかなと思っております。ただ、これからですね色々な形で、今コロナウィルス拡大されてから、まあコロナ後を見据えてという形で地方にだいたい人の流れが移るという傾向もございますので、そういった中で新たな政策として、そういった人たちを取り込むのに必要な政策があるのであれば、新たな制度を設けてやる、という事は1つの考え方としてあるのかなと思っておりますけども、現段階では今、町でやってる条例を持ってですね、当分は行きたい、というのが私の考えであります。

○議長（溝部幸基）

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

町長申し上げますように、その1つの条例だけではすまないものですから、どうしても、すみ分けっていう事から考えると、リフォームの場合は別な条例制定をすべきだと、いう風に私もそう思います。

しかしながら、今現在あるIターンUターンの人方500万円の中古住宅を買うっていう事は、件数としてあると思うんですが、あると思うけども、今答弁もらったように、この9年の中でそんな多い件数ではないわけですよ、ですからこれがもっともっと多くなればいいんでしょうけども、条例の目的が果たされていくと思うんですけども、年間2.5件程度の平均値という事はどうなんですかね、多いと言えるのか、少ないと言うのか。そこのところやっぱり考えますと、中古の場合は土地を含めても500万円以下にして、500万円以下からずっと上までやればいいわけですから、限度額を設ければいいわけですから上は、だから例え200万円であっても300万円であっても私は低い方がいいんですけども、そういう中古の住宅土地の取得、そういう方にも何らかの助成といいますか、10パーセントいう事を考えますとね、できるんでないのかな。と、ずっと500万円のまま頑なに下げないというのはどうなんだろう。下げてみてどういう結果になるか、あまり件数が多過ぎて大変だ、というような事になり得るのかどうか、であれば、企業努力されて、この3年間でもって行ってきたがんばる地元企業等応援条例、それと比べて見ても額的にはそれほど馬鹿みたく多くなるような額ではないんでないかと、上限をいれた場合ですね、それが現在の条例に対しての私は現在の福島町はそういう状況だっていう風に判断してるものですから、非常に低い額で取引されてると、500万円超えるなんて事は本当に珍しい位、いう風に判断しております。入ってくる住民のこと、それからここにずっと住んでいきたいという人方、そういう人のことを考えると、やはり今の条例でも少し直すべきではないかと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

先ほどから申し上げますけども、条例制定の目的がですね、若い人達の定住を目的にする、子育てという形で作らせていただいておりますので、あの私あまり若い人達が中古物件を買ったということは、あまり聞いてないかなと、私の同級生も今回定年してから故郷に帰ってきて、中古物件を買いましたけども、その方々はやはり、定年をむかえて、それなりに蓄えがあって買ってますので、町の支援まで必要としないのかなという気がしてます。また若い人達が先ほど来、金銭的な問題もありますけども、今、福島町

で新しい家を建てていると地元の業者使っても2千万円以上の建築物を建てている方がおります。また町外になりますと、ハウスメーカーなどになるとまだまだ高い金額であります。そういったところをですね、我々としては、しっかり応援してあげたいというのが思いとしてありますので、そういったまずは大きい所をきちっと応援して行きたいという思いであります。

それともう1つ、申し上げてますけども制度そのものをすみ分けしなければ、今我々は若い人達の定住を目的地に今この条例を作っておりますので、議員はどちらかというと、移住、福島町に新たにayiり込むとか、そういった方々を応援した方がいいのではないのかな、という考えではないのかなと思っておりますので、そこについてもし必要であれば、新たな条例を設けて、そういった需要も見込みながら、どういった制度設計が必要なのかという事を組み立てる方が私は正しいのではないのかな、と思っておりますのでそういった需要が議員通してそういう声が多いのであれば、我々にしっかりとですね教えていただければ、またそれに沿ってですね、新たな助成が必要なのかどうかを町の方としても判断材料にさせて頂きたいなど思っておりますので、そういった所を潤沢な財源があればですね、色んな手当てをしてあげたい所ではありますけども、やはり限られた財源の中でまず優先順位をつけながら町としては政策をうたせて頂いてございますので、現行の先ほど来、件数が少ないからどう、という話もありましたけども、来年度は多分4、5件もう予約が入っているという建設課の情報で新築があるという話も聞いてございますので、そういったものを補助するだけでもですね、結構な金額になりますので、我々としては今の制度の中で少し推移を見守りたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

今の条例を整理するだけでも中々、町長と私の考え方が平行線にならないような感じですね。

まあ今の条例Iターンという人はどういう人、Uターンという人はどういう方、Jターンというのはこういう方です。って言う条例に定めておりました、そういう人方がここに来て、果たして家を求める財力のある人が来れば問題ないんでしょうけどもね、そうでない方の場合はこちらに該当しない、例えばホームページを見て条例を見て、行きたいけど福島町に行けない、っていう事になってしまうと思うんですね、まあ、新築する方っていう事はある程度聞いている面もありますけども、やはりローンを組んで、そして将来的に払っていけるそういう条件下にいる人方いう風に考えております。

やはりこの応援条例、もう一度今現在で考え欲しいというのが1つです。

今福島町で、中古物件が売買されている額はそんな500万円までいかない額で取引されているという事が、そういう状態だっていう事もですね調べてほしいなという風に思います。

あともう1つは、今回これからの審議になる条例、空家等の絡み、条例の制定一部改正もありますけども、それによってここに帰ってきて親と一緒に暮らす、ところが親が亡くなった、相続しなきゃならない、相続することによって解体費用が何かしらの補助がもらえなくなるという事が、今回補正改正により可能になるという事で、よろしいですね。

空家解体事業とこのふるさと暮らし応援事業と表裏一体な面もあるのかなというふうに思っているんですね。それでリフォームの問題が当然そこに入ってくるものですから、福島町に戻ってくる人方に対してリフォームという恰好の手だてがあれば、なおここに定住してもらえる可能性が強い。また、ここから出て行かないようにというのはおかしいかもしれませんが、定住を継続してもらうためにリフォームも、という形で縛るとはいう訳ではありませんけども、そういう事に繋がっていくんでないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

空家の関係と一緒にじゃないかという考えでございますけども、私は全く別ではないのかなと。

空家についても町長就任して制度を作らせていただきましたけども、その時も2つ考えました。

今、隣近所で空家になっていて台風シーズンになると、とても怖くてしょうがないという方々がですね、なんとかできないかとか、町で何とかしてもらえないかとか、そういう声を聞いてまず空家の除去を1つしたらどうだろうと、もう1つは、議員おっしゃる通り空家を活用できないかと、いう事の方策に対して

支援できないかと、ただ色々考えた時に、我々空家の活用については従来も空家バンクという形でこれまで色々やってきましたけども、総務省が言ってるようにですね、空き屋の活用については都会とやっぱりこっちは違うのかなと、なかなかビジネスチャンスが少ない中で、空き家を活用しながら事業を展開するというのが都会のどちらかという空家活用であります。ただ、町内においては中々、空き家を活用するにあたってですね、例えば仏さんがまだ残ってるとか、色んな形でですね中々活用できないでこれまでにきている経緯もありますので、私就任した時はですね、今困っているものを中心に除去しようと、それに対して補助金をだいたい1件壊すのに大体150万円ぐらいかかりますので、その半分程度助成できないかという事で、この制度を作らせていただきました。

それが私の想像したよりですね、活用が今進んでおりまして、予算も大分使わせて頂いております。これについても、過疎のソフトを充当させて頂いてございますので、そういった中で、議員の質問の中に土地も活用できないかという事でもありますけども、私はですね、その活用する売買はできるような土地であればですね、本来、自主的に壊すのが筋でありますので、町の支援を頂いてですね、壊して土地を売買するってことは、私は制度として、よろしくないんだという風に思っておりますので、当然そここのところについては、町として制約をつけさせて頂く、そして、できればその空き地については隣近所の雪捨て場に使用させていただくという、補助金を頂いて壊した分、公共にも協力していただきたいというのが、私のそもそもの条例制定の狙いでもありますので、そここのところは先ほども言いました通り、目的に応じて、やはりすみ分けをしないとですね、何もかにもごっちゃにして制度を作りますと、当然どっかに歪みができますので、私はそれはよろしくないんだと思います。やはり、そのものにそって必要であれば取る、先ほども言いましたリフォームについても、管内の状況、道内の状況を見てもですね、やはり地元経済を回すためにですね、なるべくハウスメーカーさんに行くよりは、地元の大工さんを使ってですねリフォームをして頂く、その為に助成をするというのが一般的でありますので、あくまでも移住者に対してリフォームを助成してるっていうのが僕は意外と少ないんじゃないのかなと思ってます。

ただ、やはり考え方としてはこれから色んな形で、コロナも見据えとるとですね、田舎暮らしを今、方向がですね、都会から田舎に向かっている人達が多くありますので、そういった人達を受け入れるための方策としては、新たな制度というのは必ずしも作り得ないんじゃないのかなという風に思っておりますので、もしそういったものですね、今後色々見据えた中で、福島町としてそういう方向性の中で支援をするんだ、という意味を持った中でですね、新たな制度を作る方が私は良いんだと思ってます。ただ先ほど来何度もいいですけども、今、町は比較的そういったものにですね、支援っていいですか、子育ても含めて予算を使わせて頂いておりますので、全体予算のバランスの中で、そういった新たな政策を打てるかどうかは、今後明日以降、また予算特別委員会ありますので、そういった中でまた全体バランスの中で我々は持続可能な町を次の世代に繋ぐ役割を持っていますので、そういった中で必要な物については、積極的に私は打っていきたい、そのように思ってます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

私は、例えば自分の建物を取り壊して、他町に転出してしまうという場合は解体の補助の対象になると、ってことは、底地が自分の所有でなければですね、そのようになると出て行くのに60万円の助成が貰える、という恰好が現実としてあると、そして町ではその土地を規制している年度が1年間、7年後になれば売買できますよ、って町長言うのは確かに正しいかもしれないですね、それを壊せるような費用は出せるでしょうって事になると思うんですけども、まあ1年間、隣町は1年間経過するといいいですよ、という事になってるんですね、こっちの方もそのように可能であるかどうかわかりませんが、そここのところ研究して欲しいなと、検討して欲しいと思うんです。うちの場合は規定が無いから5、6年経てばなんとかなるんでないかっていう事になるんですね、だけどそれも定かではないわけですから、そここの所の財産の利活用っていうものをですね、町内の個人の財産かもしれないけど、町内の中で大きく見た場合は町内の財産にもなり得るという風に思います。

それからもう1つ、リフォームの問題。これは別のすみ分けとして、制度設計していかなければならない事は私わかってますけれども、十分ですね、道内の状況等を聞いて、今コロナで大変建築屋さんでもありますね、大工さん方も大変だと思うんですね、そういう中で今現在住んでいる方でも、これからずっと老後

住んでいきたいという方については、やはり何かしらのそういうリフォーム対策費用を助成できるような形に研究して欲しいという風に思います。その辺の回答をお願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まあ色々意見の違いはありますが、先ほど来申し上げました我々としては、もし必要は、そういった需要が多くあればですね、新たな制度は作っていききたいと思いますし、リフォームについても、先ほど来申し上げましたとおり、地元の経済循環という形の中でですね、必要であればという感じは受けておりますけれども、ただ我々はですね、しっかり地元経済については、既存の予算の中でもしっかり回すような手立ては私は十分しているつもりでありますので、そういった中で十分対応できているのではないのかなと思ってます。ただやはり先ほど来、定年して故郷に帰る、またあの福島町で何か仕事を起業してですね、例えば道半ばで30代40代で帰る方、そういった人は反対に財政的に豊かで無いという言い方は失礼かもしれませんが、そんなに蓄えの無い中でたぶん行動をとられるんだと思ってますので、もし必要であればですね、そういった方々が多く例えば福島町、まあ反対にそれを呼び込む為のそういう制度も必要なのかもしれませんが、現段階ではまだ今我々としてそのニーズについてしっかり捉えきれてございませんので、またそういった中でですね、色々これからまた我々第6次の総合計画とか色々な場面がこれからたぶんあると思いますので、そういった中でですね多様な意見を頂きながらですね、新たな制度が必要であれば、それは躊躇なく、私はどちらかといえば作るタイプではありますので、そういったものについて考えていきたいと思います。ただ、現段階では私の判断としては今の制度を持っても十分対応しきれているのではないのかなという風に思っておりますので、そこについては少しご理解いただきたいなと思ってます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 18時48分）

（再開 18時48分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

川村議員の隣町では1年の期間を設けてという話がございましたけれども、私の確認した中ではそれは1町のみで、後は建替えを前提にした解体は認めていないという事で確認しております。なので、福島町についても、空家特措法が国の空家特措法がやはり一番大きな法律それから基づいて、今回のそういう空家助成、解体助成とかも作っておりますので、そこは同様な考えで、そこについては基本的に建て替えを前提とした解体については、認められないとは考えております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

通告に従いまして、朗読させていただきます。

新型コロナウイルスのワクチン接種について。

2月17日より医療従事者等の先行接種が始まりました。道南においても2月19日国立病院機構函館病院で接種が始まりました。接種の順番としては、1、医療従事者等、2、高齢者（2021年度中に65歳以上）、3、基礎疾患を有する方・高齢者施設等で働く方、4、16歳以上の一般接種となっております。以下の点について伺います。

①医療従事者等の先行接種について。

医療従事者の先行接種は各都道府県が準備を進めることとなっており、これは対象者については当町の場合、診療所を始めとする大規模医療機関以外の医療従事者（Ａ）と救急隊員や警防要員をはじめとする自治体職員等（Ｂ）に区分けされます。

（Ａ）の接種場所は、医療関係団体等が事前に提携した協力医療機関。

（Ｂ）の接種場所は、都道府県が事前に提携した協力医療機関となっておりますが、具体的に該当となる協力医療機関は渡島管内では、それぞれどこなのか伺います。

また、現時点で当町の医療従事者等は、いつ頃からワクチン接種が可能と想定されているのか伺います。

②高齢者接種について。（当町は約 2,000 人）

高齢者接種については既に 1 月会議において関連予算は可決されており、準備が進められていると思います。医療従事者等との同時並行になる可能性が高く、日程調整等の混乱が懸念されております。

（１）ワクチン接種は無料であるが任意接種であります。

何パーセントの高齢者の接種を当町は見込んでおりますか。

（２）当町のワクチン接種のスタートはワクチン確保の状況から、いつ頃になると通達、予想されておりますか。また、接種券配布は 3 月下旬（当初予定）より遅くなることも考えられますか。

（３）接種方法は集団接種なのか個別接種なのか伺います。

（４）集団接種の場合、会場はどこになるのか。また、医師・看護師には通常営業行っている中で、どう協力を仰ぐのか。

（５）接種の予約方法はどのようにおこなうのか。

（集団、個別それぞれの予約方法、1 月会議記載の専用電話回線）

また、インターネットでの予約は今後可能なのか伺います。

（６）寝たきりなど自宅や介護施設から出ることが難しい高齢者に対しての接種は可能なのか伺います。

（７）接種後自宅に戻ってから発熱など副反応の症状が出た場合に、誰がどのような対応をとるのか。

（８）基礎疾患を有する方などは万全を期すためにワクチンを接種しないという考えもあると思います。

打たないと判断した方への差別があってもいけません。混乱無く冷静にワクチン接種に向き合うことができるよう積極的な情報発信が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問にお答えします。

1 点目の医療関係者等への優先接種についてですが、当町の優先接種の対象となる医療従事者等は 34 人、救急隊員等で 24 人を見込んでおりますが、接種場所となる医療機関については、3 月 1 日時点で北海道から正式な通知が無く、現在調整中との事であり、接種時期についても現時点では明確なスケジュールは示されておられません。

2 点目の高齢者への接種についてですが、現在、厚生労働省からワクチン接種時期等の具体的なスケジュールが示されておらず、これまで示された情報も日々変更されるなど、町におけるワクチン接種のスケジュールも具体化できない状況にあります。一方、河野ワクチン担当大臣はワクチンについて 4 月 26 日の週には全市町村に対し 1 箱ずつ配送する旨の発言をしており、また、65 歳以上の高齢者向けの接種に関し、対象となる全国約 3,600 万人分を全国自治体へ 6 月末までに配送するとしておりますので、当初のスケジュールから相当ずれ込むものと考えております。

なお、接種券については、3 月中の配布に向けて作業を進めており、接種体制などに関しても町内医療機関との協議を順次進めておりますが、国からの情報が極端に少なく、対応に苦慮しているのが実情であります。最初に、ワクチンの接種率に関してですが、当町のインフルエンザ等の予防接種における実績等を勘案し約 70 パーセントを見込んでございます。次に、接種方法等については、できるだけ短期間で接種を完了したいと考えていることから、土日等の集団接種と平日の個別接種を併用して行う事を検討しており、集団接種会場として総合体育館を想定してございます。

また、在宅や施設入所している高齢者への接種については、「かかりつけ医」による在宅接種及び施設での接種を想定してございます。なお、接種後への副反応等への対応ですが、接種後 15 分から 30 分程

度、接種場所で待機して頂くことを想定しており、その後、自宅等で気分が悪くなった等の病状があった場合は、医療機関へ連絡して頂くか、重篤の場合は救急車を呼ぶ等の対応になるものと考えてございます。

次に、予約方法等についてですが、全国の事例を参考に検討を進めておりますが、インターネットを利用した予約等の対応については、町内の接種体制から現時点では考えておりません。

最後に、積極的な情報発信についてですが、町は基本的に感染予防の観点からワクチン接種に関する情報については、適宜、町広報や町ホームページ及び防災無線等によりお知らせしてまいりたいと考えておりますが、これまでも新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷などの問題が指摘されていることから、情報の取り扱いに関しては慎重かつ配慮をもった周知に努めてまいります。

追加ではありますけれども、答弁書にはございませんけれども、3月2日に厚生労働省健康局健康課予防接種室からワクチンの保存に使用する超低温冷蔵庫について、3月8日本日になりますけれども、やまゆりクリニックに配送される旨の通知がありました。本日無事納品が完了したという報告を受けてございますので、あわせて報告をさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今このワクチンについては、当初はアビガンという薬がですね、安倍首相がアビガン、アビガンとずっと言っていたんですけども、最近は全くアの字も出て来なくなってしましまして、未だに国内メーカーのものは承認されていない状況です。この医療従事者等のワクチン接種については、この3月5日に北海道では2万5千回分、今日8日2万5千回分は追加されて、今5万回分、全道81箇所の医療機関でスタートしております。5万回分と言っても医療従事者等が16万人おりますので、32万回分必要ですのでまだまだ足りないような状況です。81箇所を調べますと、渡島管内道南では函病さん、八雲さん、江差という事で、感染病棟、感染症病棟がある所が公表になっております。

もう1つは、コロナの患者の治療を行った病院、これは非公表なものですから、道南では一番近い所ではおそらく木古内さん辺りが該当になっているんでないかなと、思っております。

1点目の再質問になりますけれども、2月26日ですね北海道議会の本会議の方で、鈴木知事がですね医療従事者等の接種については、全道の1, 152の医療機関で今後打つ事が可能、という風に発表いたしました。ですから、全道で1, 152の医療機関ですから松前の国保病院とか、木古内の国保病院とか、そういった所も可能になるんでないかなと私なんか思っております。

今ほど町長、冷蔵庫の方が町内のやまゆりさんにも入ったという事で、もしかしたら町内でもですね、こういった医療従事者等のワクチン接種ができるのではないかな、という風に考えたりもするんですけども、その後、課長なり町長なりの方で例えば道の方から1, 152施設の情報ですとか、福島町さんでどうですかという風な紹介なんかは、あったでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

ただいまの1, 152箇所ですか、その中に町内の医療機関も入るかどうかという事なんですけども、先月、道の方からは基幹病院に対してのなんて言うんでしょう、連携医療機関というものの協力できるかっていう調査が来てました。それで、町内2箇所の医療機関については、協力はできますという事で返事はしております。ただ、それが完全に確定したかと言われるとまだ調整中という事になりますので、そこはまだ全道で打てる場所のリストはこちらの方には正式にはまだきておりません。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

医療従事者等がわざわざ函館にまで行って打つよりは、町内で打てる方が時間的にも体力的にも楽になるだろうと思いますので、その辺は道の管轄になりますからこの辺で1問目の質問は終わりたいと思います。

次に、高齢者等のワクチン接種になります。

大臣の方が、4月26日の週には市町村に1箱ずつ配送するという事で、1箱といいますと大体回数

で980回分くらい、人数でいいますと490人分ぐらいのワクチンが届くという事で、おそらく5月下旬とかそれぐらいには町でもどうなんでしょうかという感じはしますけども、それにしても答弁には無かったんですが、予約方法がですね、まだちょっと迷っているのか、どうなのか少しお聞きしたいと思います。予約の窓口をどこにするのか。例えば、これ七飯のホームページなんですけども、七飯町さんはまあ個別接種にしても、集団接種にしても、町が窓口で、そこで電話なりWEB予約して、どこにしますかって決めてもらう。町の場合は、今迷ってるみたいですけども、インフルエンザみたいに個別接種は病院にして、集団の場合は町にするのか、その辺もう少し決まっている事があれば教えていただきたいと思うんですね。特に括弧書きで書きましたけれども、1月に専用電話回線という予算取ってありますけども、これ自体はどういう風な役割をするのか、大きな町だとコールセンターみたいな形ではありますけども、その相談窓口なのか、予約のための電話回線なのか、そういった面も含めてですね、もう一度再質問をします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私の方から大まかな所を答弁させていただいて、こまい所については担当課長の方からお話させていただきたいと思います。議員おっしゃる通り、今本当にワクチンですね、町村にどのくらい届くというのが全く情報が無い中で、先ほど言いました1箱来るという話についてやりましたけども、実際1箱来てほしい打てる数が500人、まあ480人ちょっとぐらいですから、それに応じてですね我々は今あくまでもですね、ある程度高齢者に全体に行きわたるだけのワクチンが届くという想定でですね、集団と個別をちょっと考えてますけども、その事についてもですね、この国からのワクチン配給状況がどうなるかによってですね、全くですね形態が変わってくるのかなという気がしてございます。例えば、今1箱しか来ないという事になりますとだいたい今80歳以上の方で600人ぐらい居るんですね、そうすると今年年齢分けして集団接種をやるのか個別をやるのかまた変化が生じてくるんだと思ってます。我々はあくまでも、満度にワクチンが対象者にきて、集団で例えば地域割りしながらやって行くという頭の中での手段を考えておりますけども、今の状況からすると国からの情報が全然来ない中で、かなり変化しなければならぬのかなと思ってますので、そこについては柔軟にですね、こういった形でも対応できるような形で医療機関とも打合せをさせていただいておりますので、そこについてはですね今確定という事では無く、今考えられる最善の方法として集団と個別をやる、その受け付けとしては役場の方にですね、クーポン券を配る段階にですね意向調査みたいなのをできれば、やっぱりですね打ちたいという方と、やはり打ちたくないという方がいらっしゃると思いますので、先ほど言いましたその接種率70を見込むにしても、どの程度の町内に打ちたいという方があるのかですね、そういったものも出来れば取ればより次のステップに進みやすいのかなという風に思ってますので、そういった事も含めてですね、まだまだ今あまりにもワクチンの配給に対する国のスケジュールがですね示されていない、また遅いという我々もあのテレビでですね大臣が言った後にですね、書類が来るという状況でございますので、本当に現場は混乱してございますけども、我々としてはしっかり混乱しないですね、準備だけ怠ることの無いように今やってございます。

今こまい所については、担当課長の方から少し補足をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

補足説明させていただきます。予約方法についてなんですけども、書いてる通り悩んでいる最中ではございます。ただ、先ほど町長言ったとおり、接種券65歳以上に送る際に中に希望というか、返信用の封筒と一緒に接種を希望するかどうかのアンケートではないですけども、紙を入れて送り返して頂いて、全体の人数を把握するという方法をとっている先行事例の調査もありますので、そちらの方をうちの方として採用した方が、最初のとりまとめが早いかなという風に考えております。

先ほど木村議員言った通り、1月の補正予算で電話専用回線の予算頂いております。専用回線自体は引かせていただきました。専用回線と言うか、電話番号を一つ貰っただけなんですけども、基本的にワクチンの管理は町の方ですることになりますので、今現在考えてる予約にせよ、管理にせよ、それは全て役場の方で一元的にやる形になると思ってます。

ただ、医療機関で接種する場合、特に施設とか、在宅接種する場合ですね、こちらの方で日程が押さえきれない部分があるので、そういう場合になった時は医療機関の方で調整していただいて、それをこちらに言っていただいて、予約という形になるのかなと考えております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今の町長の答弁を聞いてですね、ちょっと言い方を変えます。

という事は1箱来ても駄目なんだよ。と、ある程度3箱4箱2千人分打てるだけの確保量が目途が立たないとスタートしないという形なんではないでしょうか。それとともとりあえず、1箱来たら順次区分けしてでも進めていくという形なんではないでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々の考えとしてはですね、少しでもやっぱりリスクの高い人達から打つのがベストと私は思っていますので、先程来申しましたとおり国からどういう形で来るかがですね、少しでも見えた段階でですね、例えば1箱しか当座は来ないんだという事であれば、先程来申し上げました通り80歳以上の方をまず優先的に打つとかですね、そういった方法ができると思いますし、また1週間して2箱が来るのであれば順次変えていくとかですね、また一気に3箱来るようであれば全体がケアできますので、当然、集団接種の中で地域ごとに順次打っていく方が一番良いんだと思います。我々はやはり、高齢者が90歳、80歳が比較的疾患を持ってる人もそうですけども、そういったものも含めてですね全体把握人数を捉えてございますので、その中で国から出されるそのワクチンの配送スケジュールに沿って、柔軟に常に変化できるような形で、とっていきたいと思います。何も全体をケア、来るまで待って保管するつもりもありませんので、なるべくやはり90歳を超えた人についてはなるべく早く、希望する方には打った方が私は良いと思っていますので、ある中で、まずどう対応できるかという事は柔軟に考えていきたいという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

わかりました。だいたい1回目の質問で大まかな流れもわかりましたし、なかなか動向も変わってくるとしますので、逐次ホームページですとか、広報だとかまだ町の方は何も出てませんので近隣町も情報開示をどういう風な打ち方するとかですね、決めて進んでる所もありますので、準備とは少しずつ早くして頂いて、情報提供していただきたいなと、そういう風に思います。今日はこの辺で終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 19時11分）

（再開 19時23分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問を行います。

令和2年度町民と議員との懇談会を受けて、国道沿いの除排雪のあり方について。

北海道開発局の委託業者が早朝より国道を除雪して下さる事に多くの町民の方々が感謝している。

また、本年度は例年になく積雪の中、それら作業に従事される方々の気苦労も大変なものと考えております。毎年の様に町政懇談会、或いは議会懇談会に於いて日向地区、三岳地区の方々から除雪の在り方に対して要望を聞きます。

道路用地ギリギリに建物を建てている方々もあり、そこで生活している方々の意見は、統一性が有ります。

1 点目、歩道の排雪をロータリーで行って頂くのだが玄関前にも排雪した雪を置いて行かれる事がある。

2 点目、排雪した雪が高くなり、国道に出る際も危険で何とか出来ないのか。

3 点目、歩道から出入りするために除雪車の通過後に雪を掻くのだが、また勢いよく次の除雪車が来て除雪してくれる事により再度、玄関前を除雪する事になる。等、大まかにこの様な事案に対しての対策要望が出されております。町としても開発局に対して提案・対策要望等を常に言われていると思いますが、毎年の事の様な気がいたします。

住民の方々も、高齢化になり日々の除雪作業に対して感謝しつつも、苦情も多くなってきております。開発局の除排雪に対しては一定の作業ルールで国道の安全確保を根幹に行っておられると思いますが、対象周辺に住む方々の利便性や、他地区と同様に町として考える事も必要な時期に来ているような気がいたします。

例えば、専属に生活路の確保や交通安全の観点から町内業者を配置する事やロータリーでの積雪の高さの在り方を国道沿いの住宅並列箇所とそうでない箇所を地域の方々と協議した中で、開発局に対して除排雪体制の在り方など積極的に提言・協議し、地域の方々と情報を共有し理解を得ていくこと、また、町として独自に対応する事も検討されるべきではないかと思っておりますので、お伺いします。

更に、吉岡地区の流雪溝の投雪口の在り方については、周辺住民の高齢化もあり、除雪体制・処理の在り方等を併せて、利用住民の方々の意向を聞く時期にきていると考えます。

その点についても、あわせてお伺いしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

国道 2 2 8 号線の除排雪に関しては、基本的に函館開発建設部江差道路事務所の所管となっており、町では町内会要望や町政懇談会での意見、要望を受け、例年春に行っております函館開発建設部への事業説明の際に、国道の除排雪及び草刈りなどの要望を行っております。また、去年はそれに加え、町内懸案事項の要望のため江差道路事務所町に対して、直接地域の実情を説明し、実施に向けた要望を行ってございます。

江差道路事務所からは、国道の維持管理の予算が減少傾向となっており、除排雪に関しても限られた予算と時間の制約の中で基準に基づき行っており、現行の除排雪方法を大きく変更することは、困難性があるとの回答を受けております。ただ、地元要望も十分承知しており、町と連携を図りながら改善に努めてまいりたいとの意見もいただいております。

町では、高齢化により年々国道周辺の町民の除雪作業が厳しくなっており、引き続き、国や道に対して除排雪の改善に向けた要望を継続してまいります。

なお、町独自の新たな対応を考える時期に来ているのではとのご提言ですが、私も町政懇談会での意見を聞いていて同様の考えを持っております。しかし、国の管轄権の問題や、今年の町の除排雪経費の状況を考えると、単独での予算措置に関しては難しいものがあると考えております。

吉岡地区の流雪溝の在り方については、流雪溝が整備されてから相当の年数が経過し、周辺住民の年齢も当時の状況と大きく変化しており、今後、町内会などと意見交換をする場を設けて、新たな方向性を早期に確立してまいります。

○議長（溝部幸基）

3 番平沼昌平議員。

○3 番（平沼昌平）

まず、函館開発建設部江差道路事務所の所長様はじめ職員の方々、そして直接作業にあたっての皆様

は、冬・夏の国道の管理には町民一同、感謝を申し上げているものと思います。

また、当町としても町民懇談会等を受けて毎年この除雪に対して、この懸案としているものをまた周辺住民の方々もその道路事務所の方に言っている事ですね、付近周辺住民の方々も感謝していることだと思います。もっとこの話し合いの状況をですね、やはり付近住民の方々に、私はこう言ってあげても良いのかなと思っております。それでまた、この函館開発建設部江差道路事務所の方々もですね、町の要望を受けて、一定の理解を得ながらも予算がない、そういうまた時間の制約の中ですね、なんとか改善に向けた考えを持っておられると、町長の今のご答弁を聞いてですね、やはり全くその考えていないんじゃないくて、一応の要望事項を、ていうか事案をですね、納得してくださっていることについては、私は有り難く思っておりますし、できればそういう状況に進んで行ってもらいたいなとも思っております。

また、流雪溝を使った除雪はですね、これはかなり想像以上に力仕事でして、積雪量によるんですけども、朝5時か6時頃ですね道路の雪をショベルカーで押していくわけなんですけども、その道路の脇に降ったばかりの雪だったらまだ良いんですけども、重機で押している雪というのは、やはりその圧雪になりましてかなり重たいという事もありまして、かなり難儀している状況です。また、高齢化に伴ってですね、隣近所やはり朝からちょっと除雪できないという事になると、どうしてもやっぱり住民感情で隣近所の雪を集めてですね、排雪してくれるわけなんですけども、なかなか付近住民の方々も私が見る限りでは、だんだんやはり今年なんか特にそうなんですけども、雪疲れしてるというか、そういう状況の中でどうしても隣の雪じゃなくて自分の所の雪をやっても疲れてしまう、いう様な事が見られます。これはもう昔からですね、隣の家が例えば高齢者が多かったら我々の場合は、もう体が動く場合は隣の家玄関位は掻いでやると、というのは地域性の特性、特性というか、まあご近所付き合いなんですけども、流雪溝に運ぶという行為がだんだんキツくなってきている。その中でやはり地域の絆というか、そういうのがだんだん緩み始めているというか壊れはじめて、だからそういう風になる前にやはり流雪溝に関しては、特に早めに今の状況を確認した中でより良い方向性を教えてもらおうと、私は話し合うべきではないのかなと思っております。それで答弁の中にですね、町独自にやはり新たな対応という事も述べられております、町政懇談会を受けて新たな対応を研究していくという意見は、やはり町長も思っておられてただけでも良いのかなと思いますけども、まず簡単に考えればですね、国道付近の雪は町独自でですね排雪すればこれ一番良いわけですね。けども、そうはいきませんよね。先ほど答弁にあったように、やはり国道の維持管理する基準にまず合わなかったりですね、あと安全性で好ましくないという事もあると思います。

また町としてもですね、今現時点で除雪している経費プラスα国道の除雪の経費という事になるとですね、とてもとても大変な事だと思っております。だからできないという事じゃなくて、そういう事もまず新たに考えられるわけですけどね。それからその除雪する業者についても、今現時点ではなかなか人手不足が発生しておりますし、大変な事だと思います。ざっと考えても、新たな場所は新たな業者がやるっていう事には、なっていないのかなと思っております。

しかし、だからといってできないというわけでもないですし、なんとか知恵を出し合って考えていかなきゃならないと思うわけなんです、当然その国道を管理する函館開発建設部の江差道路事務所の方々も予算はないし、時間もないし、だけでも一応要望は考えていかなきゃなんないよ、ていう意思を持っておられるというのであれば、やはりその進め方についてなんとか町と協議していく手法を今後取らなきゃなんないじゃないのかなと思うんです。ただ町としては、開発建設部の方にですね、お願いします、要望します、という事だけではもう済まなくなってきている状況でないかと。町がこのぐらいしますから、道路事務所さんこのぐらいしてくださいよ、という様な提案の仕方がですね、付近住民に住んでる方々の要望をある程度理解して和らげていけるような除雪体制が私はできるのではないのかなと思うんです。例えばですね、私はここに三岳地区に住んでるわけでもございませんし、日向地区に住んでるわけでもございません。ただ車で通るだけでありますけども、例えばの話で笑われるかもしれませんが、日向地区にあってはですね、最近なんか先ほど町長がご答弁で言ってましたけども、空き家が結構目立って空き地が結構あるわけなんですけども、また国道を挟んで海が近い、という点を考えればですね、全部をですね国道に置いて行った雪全部を投げるっていうんじゃないくて、やはり玄関前なり車の出入りする所等はですね、私はこの小型のフォイルローダーでですね、ちょっと取ってやるぐらいのそのものが出来ないのかな、常々思っております。特にですね、家の前とか車庫の前に雪をドンと山のように置いて行かれて、例えばなんかあったらどうしよう、どうするんだろうかなと思うんですね、全く左右見通しがつかない、特に

も頭で入って車を停めている方はバックする時は命がけですよ、そういう事を考えた時に、ちょっとしたその時間的には別にずらしたとしても、ちょっとしたそういう配慮というか、そういうものが当然必要でないのかなと私は思うんです。それから、町が管理しているバス停以外のバスが止まるバス停ですよ、今年なんかは雪の多い今年なんかは完全に埋まってました。それで役場職員の方々がですね、スコップを持ってですね、その場所を除雪しているわけですよ、これは本当に役場の職員の人って何でもやらなきゃなんないなと思ってるんですけども、いや大変だなんて、よくそのバス停の位置がわかるな、いう位スッポリ埋まってました。ですからそういう面もですね、これは生活に密着した場所であるわけですから、なんとかかんとかですねそこら辺も考えていけないかなって思っております。

反対に三岳地区にあってはですね、なんか私達あの議員懇談会の時にお聞きしたんですけども、町内で結構大きいロータリーを持っている方、また小型のフォイルローダーを持っている方、こう色々いらっしゃるみたいで、一番こうお話を聞いて感じたのは、1回目の排雪の時はまあ我慢できると、1回目それを綺麗にして、だけど2回目はしっかり置いて行ってくると玄関に、この雪で殺されるという様な話をこう、もう挨拶をする冒頭、挨拶する前からもうそれを言われるわけですよ、懇談会に来られた方は。だからかなりもう溜まっているわけですね、その不満が。ですからやっぱりこういうのう聞いて、それからよく話を聞いてみて町内にはそういう機械を持っている方もいる、ていう事になると、町内で町内会でその地区で何とかそういう方々の協力を得ながらですね、対応できないかっていう点がですね感じた次第なんです。勿論ボランティアなんてそういう甘いものではありません、勿論有料でですね、やっていくという様な事、一番最初に言ったようにこれも新たに除雪をする事に対して新たに箇所が増えるという事だから当然除雪の経費が増えるっていう風に感じますけども、これはやはりポイント的にやっていくという事と、少し私は町全体で町民の方々、また町内会、それから役場等ですね、1回この除雪の在り方っていうものを考えていかないと毎年毎年たった2カ月かあっても3カ月のこの雪でですね、この5年先10年先の福島町の予算がこの雪で春の雪解けと一緒にですね、消えてしまうわけですね、だからきちっとですね予算、除雪の経費の在り方というものも、これ見直す時期にきてるんじゃないのかなと、このように思うのでそこら辺も踏まえて町長今どうお考えになってるか、お聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々も町政懇談会行きますと、やはり一番要望の強いのはですね、日向地区・三岳含めて国道沿い。特に三岳の方はそれでも少し道路幅がありますのであれですけども、特に日向の方は山背の方も含めてですね、背後地が無い中で、やはり排雪、自分の余地の排雪も大変な中でですね、たぶん国道の除雪をした雪がですね、たぶん歩道の所を綺麗にした所を置いていくという、そしてまた硬くなってですねなかなか高齢者の方では難しくなっている状況があるのかなという風に思っております。そういった声が確かに一番多いのが本当でありまして、私は少し2点ほどあるのかなと思ってるんですね。たぶん今言ったように自宅前に、自宅前と言いますか、自宅の前から国道に出るにあたって、せっかく朝早く起きて除雪したのにそこにまた雪が置かれていくという状況で、また除雪をしなきゃいけないという事が1点あるのかなと。あと年中通してですね、年中と言っても冬の間ですね、今年は特に雪が多かったもんですから、そして寒くて溶けないという形で、歩道と車道の間にですねかなり雪が高く積まさせて、それを排雪してくれないかという声がこの2つではないのかなと。ただこの排雪については日々の事ではなくて、やはり玄関前のその日々のものを何とかしてほしいという声が多くあります。排雪については私も今回あまりにもですね、ちょっと酷い状況がありましたし、町内会からもお話がありましたので、所長の方に直接電話をさせていただいて、迅速に対応していただいたという経緯がございます。

江差道路事務所についてもですね、先ほど言いましたとおり我々要望したことについてはですね、的確に私は比較的早めに対応してくれているのかなという状況です。ただ、なんせやはり予算のかかる物についてはなかなか全てクリアできるかという難しいものがありますので、そこについては本当に我々もどういう形が良いのかという事だと思うんですよ、今単純に考えられるのは、その国道の排雪した後を個別に小さい機械を持ってこまめに処理していくというのが一番理想的なのかなと思いますけども、ただそれについてはたぶん開発建設部の方では、当然そこまではやれない、要するに、あの開発さんの方はやはり道路の国道の交通を第一優先にまず考えていきますので、いち早く228号線知内までの間をきちっと

除雪する事が使命としてありますので、そこを掻いて、こまめにこう行くという事にはならないんだと思ってます。また、我々と話してもそういった事を常々声を高くしていますので、そこは厳しいんだと思ってますので、当然そうすると町が独自の政策の中でやる事がいいのかという話になりますので、ただその個別の所まで行政が入る事が果たして平等性からいっていいのかという概念も出てくるんだと思います。確かにその地形によっては、そういった不便に遭遇しない地区もあります、我々の所もそうありますけども、自分でその分自分の敷地についてはしっかり自分の労力で除雪をしているわけがありますけども、ただやはり高齢化していく中でですね、なかなかこれが自分の力だけではできない事を、まあ要するに公助、共助の話ではありませんけども、そういったものをどうやれるかという事の工夫はですね、どこかの時点でしていかなければ、早晚そこは崩れてくるんだという風に思っています。あの私、就任して管轄が国だからどうだから町だからという区分けだけでは今処理できない問題が結構あるんじゃないのかなという事で、あの実は月崎の幹線の中にですね、これまで町内会でやっていただいた草刈りなんかはですね、やはり各町内会が出来なくなって、町の予算を頂いて少し行政が手を染めてるという事例もありますので、そういったものがですねじゃあ簡単に国道の排雪を町ができるかとなると、なかなかこれまた予算の事を考えると厳しいんじゃないのかなと思ってます。これまでの20年間の予算、排雪の予算もずっと私データーとして取って見ておりますけども、あの今でもやはり当初予算5千万、さらに通常であれば3千万補正して8千万円の中でも、かなり厳しい状況であります。今年は特に1億2千万を超える状況の中で、これから国の補助金が手当て出来れば別でしょうけども、無ければ丸々一般財源という形になりますので、それにプラス応分の金を出せるかという事になると、私はちょっと町民の理解がすべからず、いただけないんじゃないのかなって、地区の理解は頂けるでしょうけども、そういったものもありますんで、ただ、だからといって全く考えないという事ではなくてですね、何か知恵を出し合ってできるものを1つでも2つでも、やっぱり地域と相談しながらこれからやっていく事も1つの方策としてはあるんじゃないのかなと思ってます。

また、流雪溝につきましては本当にやはり当時の状況、私はあの最初、流雪溝できた頃はですね、すごいその吉岡地区は除雪が綺麗だなという事をいつも通ってたなかで感じておりました。取りも直さずその皆さんが綺麗に排雪をしていた、ただそれが今なかなか高齢化して出来なくなっている状況がありますので、そこについては町内会としっかりですね、何ができて、何ができないのかという事を少し整理した中で、できない事について行政として支援できる方法は何かという事を模索していきたい、そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

先ほどというか町長今おっしゃいましたけども、確かに自助共助公助この3点セットでですね地域はこう成り立ってきております。ところがですね、高齢化にもなってきますと、それぞれ自助と共助の隙間が空いてきます。また、その自助と共助のそのお互いを助け合う隙間を埋める為にはやはりこの行政の手助け公助が必要になってくるわけで、どこら辺でそこら辺の手の差し伸べ方が、どの辺で納得してもらえるか、これが私は鳴海町政の腕の見せ所でないのかと思っております。これ全く要望事項できません、開発局に行っても出来ません、私達が言っても出来ません、こういう事ではお話にならないんで、その答弁書に最初にあるように、やはり緊急事態を感じて町長も電話してくださってる、それに伴って開発局の方も緊急に道路を広げて頂いている、迅速な対応だと私は思います。けどもやはり現実としては、確実に高齢化になってきて自助ではなかなか難しい、という状況をどう克服していくかっていう事を考えると、やはりどうしてもそこには公助の手助けが私は必要になってくると、このように思うんです。それは全部が全部公助でやってくれって言ってる事でもないと思います。自分の自助で自分の力である程度分けたものをですね、生活の支障が出てくる前に、ちょっと除けてもらおうとか、それで十分助かると思います。ですから、やはりそこら辺十分、周辺住民の方々に寄り添った会話とか対応とか、そういうものが十分してるんでしょうけども、何か今ひとつ伝わってないような気が私ども議会で町民の皆さんの話を聞いた中では痛切に感じました。それから新たに除雪、例えば私がさっき言ったような手法で新たに業者をまた配置するとか、新たに除雪の範囲を延ばして除雪経費を増やす、というようないずれにしても公助の手助けを借りるとこになればそういう事になると思うんですけども、やはりですね、これ私が言って良いもの

か悪いものかわかんないですけど、除雪業者に対しての幸いうちの場合は除雪業者というのは町内の業者の方々が、本当に朝早くからこの人達寝てるんだと思うくらい朝早い段階から一生懸命頑張ってもらってます。これ町内の業者です。町内の業者は福島町というのに対して想いがあるからそういう朝早くですぬ出て来てくださいます。1日に雪の多い時には何回も同じところを掻いでくださるようになってますけども、その中で今言ったように、共助と公助のその在り方というものをつまり除雪業者に対しての支払いのルールとか稼働体制という事も併せて、一生懸命頑張ってもらってるのは頑張ってもらってるんですけども、やはり町内の業者という事で夏場やっぱりそれなりに町もですね、色々とお互いに助けあってるわけですから、そこら辺やっぱり助け合う所は助け合ってこれから行かないと、やはりその高齢化的なもので、それからどうしても冬場だけ福島に居られないと、どうしても暖かい所に行くとか、高い建物の上に雪掻きが必要の無い所に住むとか、一時的にでも人口が流れてしまう、そのまま戻ってこないという事になると大変な事になりますんで、やはり町内業者とですね、稼働体制とか、賃金体制とか、ていうものをですぬ建設課長も1つこういう質問が町議会議員から出たんだという事のせいにしてもいいですから、やっぱり考えていかないとこの自助共助公助的な3点セットが確実に福島町を蝕んでいくと目に見えて、だんだん税収が減った中で、雪は相変わらず年々例えば多くなるという場合は様々な行政サービスをですぬ削ってでも除雪しなきゃならないか、どこが分岐点になるのか、そういうところ辺をそういう場面に来てから考えるんじゃないくて、やはりどうしてもそこにお金を注ぎ込む事によって、行政サービスが減ってしまえば更に人口流出なり、高齢化の方々のですぬ医療体制というのも崩壊してくるわけですから、そこら辺を十分考えて、やはり現状と将来ビジョン的なものをですぬ検討していつて欲しいなとこのように思うんです。これからはもう、町長その地域住民の方々と除雪とかそういう面ではですね、ある程度やってあげますじゃなくて、説得するような政策もこれからは私は必要でないかなと、このように思うんです。

それから流雪溝ですけども、私はですね、今年も私の知ってる人で、流雪溝の蓋の所に雪を持っていくのにあばら骨を折った人もおりました。ですから、これも笑いごとになるくらい、本当に折ったの？という感じで、毎年ですぬ蓋を開ける時に尻餅ついて、なんて言うんですか骨を折ったとか、いう様な事が実際に起ってるわけなんで、そこら辺ですぬ十分考えていかなきゃなんないのかなと思っております。そういう点で、町長これからはやっぱり納得してもらおうような政策づくりというか、そういうものも必要と併せていかに上手にバランス良く地域住民の方々の除雪体制を構築していくかって事についてですね、町長も私も同じ様な考えを持っていますって言う言葉がここに書いてあるから、きっと町長のことだから凄いグッドアイデアが出てくるのかなと思って楽しみにしておりますんで、今からでも言っていいただければと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

除雪については、財政健全化をやった時にですね、これまで10センチのものを15センチにしたという経緯があって、私就任してからですね、10センチに戻させていただきました。やはり住民にとって一番その雪というのは厄介な物でありますので、なるべくその所をしっかりと対応したいという思いで、それからはやはり業者さんも本当に朝早く、夜中3時、今年はもう夜中1時から稼働した事を私も記憶してございます。本当にそういった思いもあってですね、防災無線で少し町民の思いを和らげるわけではありませんが、除雪業者も一生懸命やってるという言葉を入れさせていただいて、少し周知をさせていただきました。本当に10センチにしてから建設課長よく言いますけども、苦情がかなり少なくなったという様な話も聞いてございますので、ただなんせやはりその分、除雪経費は従来から考えますと、先ほど言いましたとおり、ちょっと雪が降れば8千万という声を聞くようになってございます。そしてまた、今、単価も相当高くなってます。運転手さんの単価、さらには重機の単価が高くなってますので従来から比べるとですね、雪の量に比べて除雪経費がかさんでるという状況でありますので、そういった物については少し我々としても町民の理解を得ながらバランス良い政策を打っていかなければ、ならないんじゃないのかなと思ってございますので、なるべくあの我々としてはですね、しっかり町民の方々に情報発信はしていきたいと思います。ただ、少し我々これから心配しなければならぬのは、業者さんもなかなか高齢化していく、また業態が小さくなっていく様な形の中で、今までの体制を維持できるかという事も少し我々

の近い将来の心配事でもありますので、そここのところについては昨年度、最低保障の関係だとか、色々と整備をさせていただきましたので、そういった中でなるべく今の業者さんに、今年はまた新規参入していただいた異業種の方ではありますけども、参入していただいたという事もありますし、福島町は他の町に比べてどちらかというと色んな業者さんが、大工さんだったり、加工屋さんだったり、そういった方々もですね、重機を用意して除雪に参画して頂いておりますので、そういった方々もなるべく支援体制の支えになっていただけるのかなと思いますので、そういった事を逐次また広げていってですね、なるべく今の体制からレベルを下げる事の無いように、我々もしっかり対応していきたいという風に思っております。そして、流雪溝については本当に、あのやはり時代と共に変化している事にですね、やはり私は躊躇なく変更して良いんだと思ってるんですよ、やはり当初は皆さんがやりきれという中で流雪溝がベストという形を選択してますけども、今の状況の中ではやはりやりきれない方々が結構出て来ているわけなんです、じゃあどうするのかと、極端にいくと流雪溝を使わないでですね、普通の排雪道路にするんだという事も1つの選択肢であるんだと思います。そここのところについては、しっかりと町内会の中でじゃあやりきれの範囲なのか、方向転換した方がいいのかという事をしっかりとテーブルについてお話をし、その中に解決策が私は見い出せるんだと思っておりますので、そここの所についてはしっかりと我々の方でも対峙していきたいと思っております。ただ国道については、本当に我々も管轄外の中で、要望を強めていったりそういった事をこれまでもしてきましたけども、なかなか自分達が手を染めるという事までは、思っても出来ないのが現実でありますし、ただこれからはそうは言ってもですね、色んな形を変化させていかなければならないし、また先ほどありましたとおり、役場職員も色んな事で考えてはいるんですけども、今言った対案が無い中で、春が来て雪が解けると少し忘れがちになりますので、是非それを忘れない形で住民の方々、やはりこの3カ月4カ月、相当今、特に日向の方々の苦労というのは私も常々声にしてますし、聞いておりますし、目にしますので、そういった所については、何かしらの対応ができるのか開発さんと連携しながらやる方法しかありませんので、我々としてはまずはしっかりと開発さんに迅速な対応していただく、また、これまでに出来ないものについても追加で予算を取ってきて頂くとか、そういう側面的なものも含めて、継続的に地域の方々が満足する方向に1つでも2つでも進めれるような対応をしていきたい、そのように思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ありがとうございます。流雪溝できた当初は私も大変うらやましく思っておりました。これが夢のインフラかと、思っておりました。だけど融雪溝とは本来、重機が入れない所に設置しながらその利便性を活かして、インフラをなんとか確保して、その道路なり生活路を確保する為のものでありますけども、吉岡地区の場合はですね、これはショベルも入れますし、それなりの対応も意外と比較的しやすいのかなと、ただそこに居る町民の方々、地区の方々の意見を聞かない事には、今町長がおっしゃる様に、もう蓋してしまって全部ショベルというように思っても、なに余計な事言ってるんだと、いう話になり兼ねませんので、十分やはりその地区の方々とじっくり話をして良い方向を導き出していきたいなと思います。それから国道に関してはやはり引き続き、町の地区の実態というものと、それから開発、除雪の仕方等についてですね、町も本当にしつこいくらいなんでしょうけども、要望していてももらいたいなと思います。本当にあの日向地区の皆さんも、三岳地区の皆さんも国道を除雪してくださる事に本当に感謝しております。感謝しておりますけども、やはりその中でも何とかならないのかと、いうことで私達、懇談会で話も伺いましたし、受け取りもしましたので、やはりそういう話を伺った以上、聞かなかった訳にはいかない、聞いたふりもできない、いう事で今回質問させていただきましたので、どうぞ国道に関しても流雪溝に関してもですね、是非接点を持った中でその地区に住んでる方々、それから対応する業者の方々と接点を持ってですね、町が間に入って十分協議して頂ければなと思い、質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。我々も町政懇談会の中で縷々要望は頂いております。ただ、あの私も議員の方の要望事項見させていただきますと、やはり我々より要望しやすいのかなという事で、結構除雪の関係が多

く出てましたので、是非またそういった機会にですね町民のご意見を頂いて、行政と議会がしっかりと町民要望に応えていくように我々もしっかり対応して参りたいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

予算審査特別委員会の議案審査等のため、3月15日まで休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、3月15日まで休会とすることに決定いたしました。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（延会 20時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 花 田 勇

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

令和 2 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 3 年 3 月 1 1 日（木曜日）第 2 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 47 号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について
議案第 48 号 福島町介護保険条例の一部改正について
議案第 51 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
議案第 53 号 第 8 期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について
議案第 54 号 令和 3 年度福島町一般会計予算
議案第 55 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計予算
議案第 56 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計予算
議案第 57 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 58 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計予算
議案第 59 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
議案第 60 号 令和 3 年度福島町水道事業会計予算
議案第 61 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 6 令和 3 年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 47 号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について
議案第 48 号 福島町介護保険条例の一部改正について
議案第 51 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
議案第 53 号 第 8 期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について
議案第 54 号 令和 3 年度福島町一般会計予算
議案第 55 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計予算
議案第 56 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計予算
議案第 57 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 58 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計予算
議案第 59 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
議案第 60 号 令和 3 年度福島町水道事業会計予算
議案第 61 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	花田勇		2番	佐藤孝男
	3番	平沼昌平		4番	木村隆
	5番	川村明雄		6番	杉村志朗
	7番	藤山大		8番	小鹿昭義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
産業課長	川合力哉	会計管理者	西田啓晃
町民課長兼岡支所長	福原貴之	福祉課長	鍋谷浩行
建設課長	紙谷一	認定こども園福島保育所園長	吉能佳織
福祉センター次長	(石岡大志)	農業委員会事務局長	(川合力哉)
教育長	小野寺則之	事務局長兼給食センター所長	石岡大志
監査委員	本庄屋誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊	議会事務局書記	秋本文子

(開会 9時58分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

3月8日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程及び諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番平沼昌平議員、4番木村隆議員を指名いたします。

- ◎議案第47号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について
 - ◎議案第48号 福島町介護保険条例の一部改正について
 - ◎議案第51号 第5次福島町総合計画の変更について
 - ◎議案第53号 第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について
 - ◎議案第54号 令和3年度福島町一般会計予算
 - ◎議案第55号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計予算
 - ◎議案第56号 令和3年度福島町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第57号 令和3年度福島町福島町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎議案第58号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計予算
 - ◎議案第59号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 - ◎議案第60号 令和3年度福島町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第61号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
-

○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第47号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部改正について。

議案第48号 福島町介護保険条例の一部改正について。

議案第51号 第5次福島町総合計画の変更について。

議案第53号 第8期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の決定について。

議案第54号 令和3年度福島町一般会計予算。

議案第55号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計予算。

議案第56号 令和3年度福島町介護保険特別会計予算。

議案第57号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第58号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計予算。

議案第59号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算。

議案第60号 令和3年度福島町水道事業会計予算。

議案第61号 福島町財政調整基金の積立金の処分について。

以上、12件の案件を議題といたします。

ただいま議題といたしました12件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

9番平野隆雄予算審査特別委員会委員長。

○**9番（平野隆雄）**

予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております12件の案件につきましては、去る3月8日開催の令和2年度福島町議会定例会3月会議において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

去る3月9日・10日の2日間、慎重に審査の結果、計画の決定、変更2件、条例の改正2件、積立金の処分1件、令和3年度各会計予算7件の計12件の案件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものいたしました。

審査の経過、採決の結果等につきましては、諸般の報告（第2号）に記載のとおりでございますので、ご覧願います。

以上、甚だ簡単ですが、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております12件の案件につきましては、原案のとおり可決すべきもののと予算審査特別委員長の報告でありますので、報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、12件の案件は可決いたしました。

◎**同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

議案の171ページをお願いいたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和3年3月8日提出。

氏名、岡観要。年齢73歳。

岡観要氏について、若干補足説明させていただきます。

同意第2号関係資料にありますとおり、現在、妙蓮寺院主をされ現在に至っております。

また、平成2年1月から平成18年9月まで福島町選挙管理委員会補充員。

平成3年5月から平成5年3月まで福島町社会教育委員。

平成18年10月から平成20年9月まで福島町教育委員を歴任しております。

また平成19年4月から総務省行政相談委員、並びに平成27年5月から固定資産評価審査委員会委員を務め現在に至っております。同氏は住職はもとより行政相談委員を通じて高い見識を持っており、固定資産評価に大切な公平公正な判断を持ち合わせており、また人柄については、皆さんご存知のとおり温厚で誠実かつ実直な方でございます。この度は再任ということでのお諮りになりますけれども、固定資産評価

審査委員会委員の選任に同意くださるようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、提案に当たっての説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第2号について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第2号は同意することに決定いたしました。

◎同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の173ページをお願いいたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和3年3月8日提出。

氏名、野村隆浩。年齢60歳。

野村隆浩氏について、若干補足説明させていただきます。

同意第3号関係資料にありますとおり、野村氏は福島町に来て日が浅いわけではありますが長らく室蘭地区の組合に勤務され、福島町に来るまでは専務をされております。

そして現在は、福島吉岡漁業協同組合に勤務され現在に至っております。

また、福島町に来てからは平成31年2月から健康づくり推進協議会委員。

同じく4月から地方創生推進会議委員を務め現在に至っております。

野村氏につきましては、先ほども言いましたとおり、長年漁業協同組合勤務を通じて高い見識を持っており、固定資産評価に大切な公平公正を判断を持ち合わせており、また人柄については温厚で誠実かつ実直な方でございます。この度は新任という形でのお諮りになりますが、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意くださるようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、提案に当たっての説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第3号について同意することに賛成の方は起立を願います。

（1番を除いて賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

1番を除いて起立多数であり、同意第3号は同意することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（溝部幸基）

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

同じく議案の175ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

令和3年3月8日提出。

氏名、川合正子。年齢70歳。

川合正子氏について、若干補足説明させていただきます。

諮問第2号関係資料にありますとおり、昭和46年4月に八雲マリア幼稚園勤務にされ、昭和48年4月から9月の期間、七重浜保育園に勤務されております。

当町では、平成10年4月から平成13年8月まで総合開発審議会委員。

平成14年7月から平成29年3月まで社会福祉法人福島幸愛会評議員。

平成18年10月から平成22年9月まで教育委員会教育委員を歴任し、現在は福島町ごみ減量化推進員、子ども読書活動推進委員及び子ども・子育て会議委員、並びに人権擁護委員を務めていただき現在に至っております。

人柄につきましては、優しく思いやりがあり、かつ誠実であります。人権擁護委員の推薦にあたって答申くださるようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、原案のとおり川合正子氏を人権擁護委員として適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎令和3年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

○議長(溝部幸基)

日程第6 令和3年度定例会開会中の正・副議長、議員常任委員の出張承認についてを議題といたします。

令和3年度定例会開会中、議会において出席派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員常任委員等を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

なお、出席派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本定例会3月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和2年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

令和2年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長(溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。

長期間の審議、どうもご苦勞様でした。

(休会 10時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 沼 昌 平

署 名 議 員 木 村 隆